

平成29年第1回
笠置町議会定例会会議録
(第3号)

平成29年3月22日

京都府相楽郡笠置町議会

平成29年第1回（定例会）
笠置町議会 会議録（第3号）

招集年月日	平成29年3月22日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成29年3月22日 9時30分			議長	杉岡義信	
	散 会	平成29年3月22日 16時21分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 1名
	1	西岡良祐	×	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	坂本英人	○	
	3	向出 健	○	7	松本俊清	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長 兼 会 計 管 理 者	前田早知子	○	保健福祉 課 長	東 達広	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	税住民課長	石川久仁洋	○	
	建設産業 課 長	市田精志	○				
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	藤田利則	○	局長補佐	穂森美枝	○	
会 議 録 署 名 議 員	3 番	向 出 健		4 番	田 中 良 三		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成29年第1回笠置町議会会議録

平成29年3月8日～平成29年3月22日 会期15日間

議 事 日 程 (第3号)

平成29年3月22日 午前9時30分開議

- 第1 議案第17号 JR笠置駅複合施設の設置及び管理に関する条例一部改正の件
- 第2 議案第18号 指定管理者の指定の件
- 第3 議案第19号 平成28年度笠置町一般会計補正予算(第7号)の件
- 第4 発委第1号 京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを求める
意見書の件
- 第5 一般質問
- 第6 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成29年3月第1回笠置町議会定例会第3日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

西岡良祐君から体調不良のため欠席届が提出されていますので、報告いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

議長（杉岡義信君） 日程第1、議案第17号、JR笠置駅複合施設の設置及び管理に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第17号、JR笠置駅複合施設の設置及び管理に関する条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

12月議会において設置条例を可決いただいておりますが、4月からの指定管理により運営するため使用料を規定する必要がありますので、改正するものでございます。

また、JR西日本より譲渡される際、物件の住所表示が変更されましたので、あわせて設置場所を改正するものでございます。御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第17号、JR笠置駅複合施設の設置及び管理に関する条例一部改正の件について説明させていただきます。

それでは、すみません、最後のページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

今回、先ほど町長が説明いたしましたとおり、JR西日本さんからこの駅舎の譲渡を受ける際に住所の変更がされておりましたので、設置条例のほうも一応変更するものでございます。12月議会において設置条例を提案させていただいたときにはまだ小字栗栖61番地の2ということでしたが、JRさんの整理によりまして佃44番地に変更されております。これを第2条で変更させていただいております。

続きまして、第6条でございますが、12月に提案させていただいた際にも説明させていただきましたが、指定管理を行うためには利用料金を規定することが必要となっております。町長が定める額というものを別表において規定いたしました。別表（第6条関係）というこ

とで下段のほうに記載しておりますとおり、商業施設部分につきましては月額4万円として規定、上限を定めるものとしております。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。

質疑につきましては、全ての議案に対し同一議題について3回ですので、申し添えます。

質疑はありませんか。松本さん。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

この条例改正なんですが、住所を変更する必要性はどこにあるのか。それで、佃44番地はどこか。それと、第6条の2では指定管理者とあるんですが、これは応募されたのか、もう決まっているのか、御返答願います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

J R西日本さんで登記をされていたのは栗栖61番地の2ということでしたが、平成27年度にトイレの改修をした際に底地と建物の住所が違うということが判明されていたようです。そこでJ Rさんのほうで整理をされて今回変更となりましたので、佃であったり栗栖であったりが入り乱れているような土地やったようですが、場所的には全く何も変更はないんですけれども、登記上整理された中で変更があったということでこちらのほうは聞いております。契約の際にはもう佃44番地に変わったもので契約をさせていただいておりますので、そこらは今回、これを変更したからといって契約をし直すということにはなっておりません。

それから、利用料金につきましては、次の議案のほうでも提出させていただきますが、指定管理者の指定ということで議決いただくように次の第18号で提案させていただきますので、御了解いただきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今回の条例案の中身自体は住所の変更と使用料の上限を決めるというものですけれども、駅舎を使って今後事業を進めていくということですから、少し中身の問題についてもお伺いしたいと思います。

この場所、J Rから駅舎を無償で受けて、町が改修をして進めていこうとしています。本

来、前のこの条例のもとが出たときにも指摘しましたけれども、JRは民間企業であって、運賃を取って営業しています。その運賃はこういう駅舎の美化であるとか使い勝手をよくするというにも本来使うものだと思うんですけども、以前聞いたときには、JRに対しては負担は求めていないということでした。やはり本来はJRにも負担を求めていくべきなんではないでしょうか。ほかの町なんかでも駅員を減らすなどしてサービス低下をしている。JRは何もしない、そして各市町村も何もしないという中でサービス低下を招いているという事例もあります。やはり町としては、民間会社、鉄道会社として責任を問う意味でも、求めていくという意味でも、やはり何らかの負担を求めていくべきだと思いますが、その点はいかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問ですけれども、JR西日本さんは現在、清掃料として町のほうにも入れていただいております。今後指定管理が進む中ではその分を継続してお願いするというのも協議の中かと思っておりますので、話は今後協議させていただきたいと思っております。

JRのサービス低下ということをおっしゃっていましたが、このままほっておいて全く、今でも駅員さんについては町が負担しているということですし、今後JRさんのほうでもうそれ自体も負担できなくなるということのサービスの低下を防いだという意味では、今回の設置についてはかなったものというか、低下には当たらないのではないかと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

協議はしていくということでしたけれども、問題にしているのは、本来、JRとして責任を持たなければいけないところを持たないようにしていったら、肩がわりとして町が税金を使って回収していく、サービス低下を防ぐということ自体はやはりちょっとおかしいんじゃないかということでは言わせていただいているんです。協議はしていくということでしたので、JRにもやはり負担を求めていただきたいと思います。

サービスの低下と言いましたのは、ほかの自治体では実際にJRも何もしない、そして町の側も何もしないというところでサービス低下が起きている事例もあって、そういう心配があって言わせていただいております。協議はしていただくということなので、ぜひまたよろしくをお願いをしたいと思います。

それで、もう一つ大事な問題として、この事業を継続していく根拠、この事業を進めても大丈夫だと、成り立つんだという判断をした根拠ということについてお伺いをしたいと思うんです。事前に、一定どのぐらいの駅舎の利用があるかとか、そういったことはあるんだということでお聞きをしているんですけども、乗降客の数、それからどれぐらい利用していけば、どれぐらいの売り上げがあれば成り立っていくのかとか、そういった概算等があつてこの事業が成り立つというふうに判断をされたのか、それとも地方創生としてこれからいろいろやっていこうというぐらいのものなのか、しっかりとした根拠があつて進めようとしているのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員さんのお答えになるかどうかわかりませんが、駅の利活用に対する考え方というようなところも触れられていましたので、参考になるか、少し説明させていただきます。

駅舎活用につきましては、契機としましては平成27年度に京都府が地方創生絡みで駅前周辺に取り組んでいる地域、笠置町が特に駅前周辺ににぎわいゾーンをつくられるということで、アクションプランという京都府下の低利用の駅を中心に活性化を図ろうという動きがございました。低利用というのは1日乗降1,000人未満というふうに今ちょっと記憶ではありますが、そういう駅をリストアップして将来活性化の可能性がある駅を再生していこうという動きの中で、笠置町が選定されたところでございます。

そういう京都府が先導してJRも巻き込みながらやられ、協議下の中で笠置町も同調していく、府と同じように歩調を合わせて活性化をやっていく。その経過につきましては、もう御承知いただいているように二十五、六年からさまざまなワークショップを経て、あそこをどのように利活用したらええかというのを住民を巻き込んで協議されてきたところです。その最終形は今テナント募集というふうなところになってはいますが、その途中経過ではコミュニティーカフェというふうなところも終着点があつたように思いますし、その選択についてはいろいろ、結果は今テナントなんですけど、コミュニティーカフェという経過もございましたというふうなところで最終判断されたところです。

根拠というのは、あの駅周辺あるいは笠置駅が再生し得るという京都府の判断、それから笠置町もその周辺ににぎわいゾーンをつくるという将来性というところもございまして、今あそこを確実にテナントが入って活性化できるんかという話ではなくて、これからそれに向

かって取り組むんやというふうなところの可能性を秘めた取り組みであるというのは御認識いただけたらありがたいかなと思います。全体でそういうのを盛り上げていくというふうな基盤があるということでございます。

それからあと、先ほど質問の中でJ Rに協力を求めるというふうなところでございますが、J Rは民間でございまして、無駄なところには当然投資しません。だから、笠置町もそういう取り組みをするであろう、将来的に駅周辺あるいは駅が活性化するであろうということ。今回、J Rがテーブルにのってこられたというのも事実です。その中で駅舎も無償譲渡された。これ以上の協力についてはこれからの経過になるんでしょうけれども、頭からJ Rが協力しないというところはちょっと違うんじゃないかなというふうに思っています。参考になったかどうかわかりませんが、以上で説明を終わらせていただきます。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

これから活性化に向けて取り組んでいくというふうに言われました。しかし大事なことは、いわゆる待合室をつくるとかきれいにすること自体はJ Rの負担の問題はありますけれどもまだ理解できるんです。ところが、商業施設をつくってテナント募集となった場合には、やはりある程度の算段といたしますか、方向性がないとかなり厳しいのではないかと。今、産業振興会館にも喫茶店があって、いこいの館の下にも喫茶店があるという中で、実際にどのようなところがテナントに入っていくかというのはまだ具体的になっていませんけれども、軽食の提供もできたらということも話に出てくる中で、これだけ喫茶店がある中で利用も少ない中で需要があるのか、本当に成り立っていくのか。また、入っていただく方も事業を継続していかないことには意味がないことになってしまうので、とにかくやってみましたではなかなか難しいと思うんです。

それで、例えば今後、何年スパンにはこれぐらいの利用者増を見込んでいてこれぐらいの売り上げが見込まれるであろう、だから十分継続できるんだらうといった、ある程度でも今の段階で、実際にできるかどうかは厳しいとは思いますが、根拠を持って進めないとやはり厳しいのではないかと。とにかくやってみて、お金を投入して、それでやるというのはちょっと軽率なのではないかと感じましたのでお聞きをしているんです。

そして、今言った観点とも絡むんですけれども、いわゆる観光の方がふえてまちが潤えばいいんですけれども、観光の方がふえてもまちがかえって赤字をふやすことになったのでは、その手段と目的が間違っているというふうを感じるんですね。ですから、当然テナントが入

っていただく場合にも、本当にまちが潤うものになるのか、地域内に住んでいる方の暮らしとか実際営業されている方がよくなっていくのかという観点も必要だと思うんですけども、そういったところで今後の見通しと、またどのような内容にしていけばいいのかという、今の段階でどういう判断でこの事業をしようというものを持たれているのか、もう少しきちっとしたものがあればお示しいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問です。もちろん町、それから住民の方が潤わないような事業は無駄な投資になってしまうということも十分わかっておりまして、今回この事業といいますか、駅舎を運営していく中では、今現在、次に指定管理に応募していただいたところからでもテナント部分については実施していくということで、赤字というような事業計画は出されておられません。利用についても、1日何人当たりで営業収支が出るというふうな事業計画もいただいております。1日1人当たりの単価1,500円で1日の利用者が、すみません、ちょっと今資料を持ち合わせてなくて、そういう計算で出させていただいておりますので、全く根拠のない数字ということではないということを御理解いただきたいと思います。

それから、観光客の方もふえていただくのもそうですけれども、JR駅前を29年度で整備していきます。その中では、JRの利用者だけでなく、例えば車で来られた方、それから町内の方、そういう方も駅舎にちょっと立ち寄っているいろんな情報をもらっていたり、おっしゃったように産業振興会館にも喫茶の部分はありますけれども、利用層、客層が違ふといえますか、ありますので、そういう中で二つともうまく活用していければ一番いいことだと思っております。

何にしてもこれから、29年度から動き出す事業ですので、できるだけ町のほうも盛り上げていきたいと思っております。赤字にならないような町からの補填をどんどんしていくようなことはするつもりはありませんので、できるだけ自立していただきたいと思います、そういう面での支援はしていきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第17号、JR笠置駅複合施設の設置及び管理に関する条例一部改正の件について反対討論を行います。

駅舎を改修しまして今後前向きに活用するという話自体は賛同できるものだと考えていますけれども、やはり具体的に、本当に例えば軽食を提供する、喫茶のようなものを提供するとなったときに、ほかにもある。今、総務課長さんの答弁では客層が違うというふうな話もありましたけれども、本当に成り立っていくのか、どういう事業を本当に進めていくのかという議論が不十分なのではないかと。やはり皆さんの税金を使ってやることですから、もったときちっとした計画と、また住民の方からも一体本当にこれが成り立つのか、一体何をしようとしているのかわからないという声も寄せられている中で、住民の方の理解ももっと求めて進めていくべきではないかというふうに感じています。余りにも事業の不透明性を感じますので、今回については反対を表明いたしまして、討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。坂本君。

6番（坂本英人君） 賛成討論させていただきます。

この複合施設はまちづくり会社が指定管理を受けるということでありまして、これから笠置の観光及び福祉、さまざまな期待値が大いに考えられる施設だと僕は考えております。ですから、一日も早いまちづくり会社の自走を目指す拠点地になるわけですから、これを賛成しないということに僕は疑問を感じざるを得ないようにも思います。ですから、僕は笠置町の10年後、20年後を引き継いでいってくれる若者が今の僕たちの動きを見て、ならば僕らはこうすると思い描けるような第一歩にしたいと、この施設でそれをしていきたいと考えます。よって、僕はこの案に賛成いたします。以上です。

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第17号、JR笠置駅複合施設の設置及び管理に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第17号、JR笠置駅複合施設の設置及び管理に関する条例一部改正の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第2、議案第18号、指定管理者の指定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第18号、指定管理者の指定の件について提案理由を申し上げます。

JR笠置駅複合施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者として指定する団体は笠置まちづくり株式会社で、指定の期間は平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。御審議いただき、御承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第18号、指定管理者の指定の件につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第18号、指定管理者の指定の件。

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年3月8日提出、笠置町長、西村典夫。

記。

指定管理者の指定。

指定管理者を次のとおり指定する。

1、管理を行わせる公の施設の名称及び位置。

名称、JR笠置駅複合施設。位置、京都府相楽郡笠置町大字笠置小字佃44番地。

2、指定管理者となる団体の名称及び住所。

名称、笠置まちづくり株式会社。住所、京都府相楽郡笠置町大字笠置小字佃46番地。

3、指定の期間。

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）。以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

まず、まちづくり株式会社の所在地が佃46番地、これは、当然御存じですけれども産業会館の地番ですね。なぜ産業会館、それとこの会社の設立の登記を見ると、もう8月25日に登記されております。私も法務局に行って、とりました。そうすると、登記されたときにこの会社が実際に、先ほどもいろいろ議論が出ていましたけれども、何をやっておられる会

社か。そして、ここの取締役に入っている方にも若干お聞きしたんですけれども、今どうなっているのか、いやそれはわかりませんとおっしゃっていました、当時。だから、8月25日に設立されて場所がどこでどういう事業をやっているということが何も町民にも見えてこないんですよ。幽霊会社というか、言い方は悪いですけども。何をやって事業を設けておられるんですか。資本金が220万円の会社ですけども、どういった事業をやっておられるのかと。

そして、この会社には町長以下代表取締役が3人おられて、そのほか取締役が何人かおられます。会社員は何人おられるんですか。それと、どのような事業を現在行っておられるんですか。

そして、先ほど選考委員会があったと聞いております。これは3月8日の朝一番にやったと前おっしゃったんですけれども、その選考委員会の中でどういった議論がされたのか。それと、その選考委員会の手続等に関する条例第2条の規定により、関係書類が的確になされているのか、添付書類が。もう御存じだと思うんですけれども、事業計画とか定款とか規約等の写し、それから登記事項証明とかこういうようなものをされて選考委員会がされたのかどうか。

そして、条例では指定管理の選考をする場合には外部有識者を入れるとなっています。町長が指名するということになっていて、外部有識者も入れて選考委員会をやられたかどうか。選考過程というのは、今は競争性と公平性と透明性が求められます。後でまた説明しますが、そういうことが今は求められております。

だから、今言いましたように、1番に佃46番地がなぜか、会社はどんな事業をやっておられるのか、そして選考委員会はどういうふうにやられたのか、透明性、そしてこの選考委員会がやられた後には、ほとんどのところが点数とかネットでも公表されております。そういうこともやられるかどうか、この3点。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、住所ですけども、質問いただいたとおり産業振興会館の中に事務所を置いております。このまちづくり会社というのは、発足というか立ち上げにつきましては町として呼びかけ、地方創生事業の中の一つといたしまして町が住民の方に、町ではできない、民の方が主体となって動いていただきたい、いろんな活動をしていただきたいという思いの中で呼び

かけをさせていただきました。もちろん出資金も町も出資させていただいております。

団体の構成といたしましては、笠置町商工会さんであったり一般社団法人観光笠置さんであったり、それから京都銀行さんであったり、団体以外にも民間の方、個人の方、会社の代表の方で出資させていただいております。

この会社につきましては、設立の目的といいますか、設立の呼びかけ自体を町もして、設置された経緯も、いわば議案にもありますように、こういう施設の運営であったり、それから町の事業を受けていただくために町が中心というか、呼びかけた中で設立させていただいておりますので、事務所といたしましても町の施設を使うことに問題はないものかと思っております。問題がないというか、町の施設の中に事務所を置くということについては皆さんの合意をいただいた中で置いたものと考えております。

指定管理者に応募いただいた中には、もちろん選定に必要な書類、定款もそうですし事業計画等も出させていただいておりますので、選定委員会にもその書類は提示させていただいております。

今回、3月8日に指定管理者の議案を提出させていただいております。3月8日、議会当日の朝一番に管理職に来ていただいて、選定委員会をさせていただきました。おっしゃっていただいたように、第三者については町長が指定して入っていただいているということはありませんので、今回につきましてはまちづくり会社1社、それから駅舎を管理運営していただくのもまちづくり会社が適当という判断を全ての管理職もいただいておりますので、今回提案させていただいたという流れになっております。

事業につきましては、おっしゃっていただいたように、8月から目に見えて何をしているということはないと。それはそのとおりでございまして、今回の駅舎の管理運営を足場に自立していただく。先ほども申しましたように、まちづくり会社が自主的に自立して運営していただくというのが一番ですので、これを足がかりに事業を展開していただけたらと思っております。

社員につきましても、事業も実施しておりませんし、まだ社員を雇い入れて運営していくというだけの収支もありませんのでおりません。そこらはこれからまちづくり会社が頑張ってくださいことかと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

何かわかったようなわからないような答弁でしたけれども、なぜ産業会館、そうすると、

笠置町産業振興会館設置並びに管理条例、御存じのように、平成27年に包括支援センターが入るときにいろいろ議論があつて、畳の部屋につくるとかおっしゃつて、実際は倉庫のところにも今、包括支援センターが入っている。これは条例改正でやっているんですよ。一会社がなぜここに入る必要があるんですか。そして、産業会館は管理条例から見ればどこに該当するんですか。これは無理ですよ。

そして、私は一般質問でまた入れていますけれども、地方創生加速化交付金事業の中にまちづくり会社事務所の借り上げ整備費と会社の事務所、使用料としてまちづくり会社創設に係る空き店舗借り上げ料が書かれております。そして、家屋の賃借料も賃金がかかっております。このお金はどこへ、一体それでは会社設立、店舗借り上げはどこでやられたんですか。産業振興会館に納められたんですか。おかしいんじゃないですか。これはまた後で聞きますけれども、そういうことが書かれておるのに私は納得がいきません。

納得いかないというのは、前から言っているように、観光協会でもしかりなんですよ。あれは違法ですよ。光熱水費も何にも払わんと、前から言っているように、役場の支所の中にぼっと入っているんですよ。前から何遍も言っていますけれども、公金とか、それから役場の個人情報関係の資料もいろいろあるんですよ。私はたまたま、前から言っているように、この前もコピーをとらせてもらいに行きました。だから、あそこに入るのは私もしているんです。だからコピーをとったらすぐ出てきます。

だから、そういう観光協会もいまだにそのまま入っている。あの当時は、前の町長は適当に何か見つければ出ますとかおっしゃっているんですけども、いまだに、この前も坂本議員が観光協会は2年もたつてどうなっているのかという話も出ましたけれども、本当に笠置町のあり方という、ガバナンスというか、どうなっているのか私にはちょっとわかりません。どうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

産業会館に事務所を置いたのは一時的なものと考えております。おっしゃったように、加速化交付金はちょうど1年前、28年1月ごろに申請をした中になっています。その中では、空き店舗を借り上げて改修して、そこに事務所を入れていただくという話になっておりました。ただ、適当な店舗もありませんでしたので、それはそのままとなって1年経過したということになってきております。今後自立していただいたら、もちろん事務所も自分たちで運営していただくことにもなりますので、そのときには事務所の位置を変更する。その話に

つきましては当初からの取締役会の中でもさせていただいておりますので、今回、設立の登記に当たり、事務所を産業振興会館、先ほど来説明させていただいておりますように町も出資しております。町の呼びかけた中で事務所をやって、事業も進めていってほしいと呼びかけた中で設立された会社ですので、町としてはそういう支援は必要かなと思って、事務所は産業振興会館内に登記をさせていただきました。

観光笠置さんについては、そちらも一時的なものだったのか、そこらはちょっと私のほうからの答弁は控えさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

だから、先ほど言いましたように、それはわかるんですよ。産業会館の設置条例、条例というのは何のためにあるんですか。一時的でもこんなところに地番を置くのはおかしいんですよ。8月25日に設立されたら、違う地番のところに当然あるべきなんですよ。もう今3月でしょう。半年以上になっておるんですよ。こういったことが何で起こるのか私にもわからない。

それと、選考委員会の先ほどの件ですけれども、一応3月7日に締め切られて、その募集の最初の日はいつだったのか、それと広く応募されたんですか。たまたまネットを見ていたら3月7日締め切りとなっていましたけれども、応募の最初の日はいつやったんですか。それで、どういった広告とかされたんですか。これは、先ほど言ったように、公平性、透明性が求められるんですよ。どうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の産業振興会館の事務所の設置については、先ほど来、一時的と考えております。1年前の事業計画の中では位置の指定もしておりませんでした。説明させていただいたとおり、この間、空き店舗等の模索、どこかないかということも考えておりました。1年前の計画の中ではそこで使用料なり借り上げ料ということも計画しておりましたが、なかなか見つからなかったというところでさせていただいております。一時的なものですので、今後、これからもどこか事務所を借り上げていただけるようにまちづくり会社さんとは話をさせていただきたいと思っておりますので、恒常的ではない、ずっと産業振興会館に置くものではないということ御理解いただけたらと思っております。

それから、募集についてですけれども、2月24日からホームページに掲載させていただ

いております。こちらについては、ほかの事業所さんからも担当課のほうに問い合わせもございましたので、公平に全てを見ていただいているものと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 移転をするということですが、それでは、先ほど言いました地方創生加速化交付金は28年度に使わな繰り越しはできないのと違いますの。繰り越しはできないはずなんですよ、恐らく。私もちょっと知りませんが、これは28年度に使わなあかん。今からで店舗とか探すことはできるんですか。そういうところはもう返さなあかんですよ、もし使わなければ。

それと最後に、3回しか無理なんで、私もいろいろ今度は指定管理で勉強させてもらいました。京都府にも問い合わせ、私も大阪の知り合いの弁護士事務所に電話しました。そして、木津川市では担当者の方2人と会うていろんなことを話ししました、この件については。

それで、一番気になるのは、指定管理の流れというのは、もともとは第三セクターという制度ができて、これが破綻したということで指定管理制度ができたんです。いい例を言いますと、いこいの館が第三セクターでできたんです。当初は年間6,000万円とか土地代とかくみ上げ料をもらっていました。それがどんどんなって無償の、要するに当時は町長と、それからわかさぎの社長イコール町長との契約で無償になっているのよ。こうした不透明なことはいけないということで指定管理制度というのができた由来があるんです。

そして、いろいろ調べましたら、指定管理制度の現状とか今後の課題とか、これは自治省が出しています。それと、始まって22年には総務省から指定管理制度の運用という通達が出ています。ここではやはり、先ほど言いましたように透明性、公平性というのが求められております。それが通達に基づいて各市町村、京都府でもそれで、京都府は指定管理制度の見直しに関する提言、そういったことが書かれております。そして、木津川市も45ページに事細かく、指定管理する場合はこういうガイドラインをつくっておられます。

そして、問題は笠置町の指定管理、これは無理だと思うんですが、先ほど言いましたように、いこいの館の関係のときに町長と町長といったように、それ以上に悪いのが笠置町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第2条では、指定管理者の指定、これは町長に申請しなければならない。ということは、代表取締役が町長にイコール申請する形になるわけです。そして指定管理者の指定、町長は選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定。町長が指定して、その代表取締役である会社の社長イコール町長が指定するわけですよ。そして、町長は、指定管理者を指定したときにはその旨告示しなければならない。これも同

じく、その会社の代表取締役である町長がしなければならない。今度は指定の取り消しというのがあるんですけども、町長は、こういったいろいろ悪いことというか、指示に従わないときにはそれをやめさせる権利があるんです。代表取締役である町長がそういうことができるんですか、理論的に。

そして、あとまだまだ事業報告とか損害賠償の義務とかいろいろあるんですよ、書かれておる。これが町長と代表取締役である会社の社長であるところがイコールというのは、いこいの館の第三セクターよりもこういう条例に基づくというたら余計悪いですよ。私は指定管理、だから前の議会運営委員会的时候に代表取締役をおりなさいと言ったことがあるんです。

これは、前にもそういったことがあるんです。例えば、町長は商工会の副会長をやっておりました。そのとき、町の監査委員もやっておられた。補助金を出している会社に何で監査できるんですか。それは観光協会でもしかり、観光協会も役員をやっておられました。監査委員をやっている、私だったら構わないと思うんですけども、構わないかどうか疑義が残る。監査委員をやっている方が補助金をやっているところに監査できるんですか。それとこれは同じことなんです。だから、この条例の手續に照らして町長イコールこれは無理だと思うんですよ。

私は、この議論も大分京都府としました。それから木津川市とは、もうそれはちょっと嫌らしいから言いませんでしたけれども、やはり先ほど言いました弁護士も、電話ですけども、行ってもっと細かくしたらよかったんですけども、議論は余りできなかったんです。誰が考えたってこういうことが社長イコール町長の会社、言うたら透明性、公平性というのが求められるのに、何でこんなことができるのかなと思いました。その辺どうですか。これ、できるんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問全てのお答えになっていないかも知りませんが、指定管理者の指定というものは、町との契約ではなく行政処分に当たります。ですので、行政処分ですと町長同士の契約、これは民法上、町長と町長が代表する会社との契約はできませんけれども、契約ではなく行政処分でありまして、町と結ぶのも協定書でありますので、それは可能なことだと認識しております。町の兼業禁止等のほうも自治法等調べておりましたけれども、それにも、まちづくり会社というか、地方公共団体が主体となって設立して地方公共団体が直接行う事業を代行する性格を持つものであるため、まちづくり会社に指定をするというの

はむしろ信頼性の向上と地方自治体の意思の反映の観点から、この点からでも兼業禁止の適用は除外されている。こういう地方自治法の解説等を鑑みましても、契約ではありませんので、町長の名前で指定することは可能かと思っております。

それからもう1点は、まちづくり会社につきましては3名の代表取締役を置いております。旧では共同代表という名称で呼ばれておりましたが、そういう形でとっておりますので、その3者の方との協定書を結ぶ、もしくはその3名の方のどなたかと協定を結ぶということも可能かなと考えております。先ほど来言うておりますように、請負契約ではありません。利益をもたらすような契約をするものでもありませんので、ここらは自治法上はクリアできているものと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 質問変えてくれる。

5番（大倉 博君） いや、ちょっと待って。続きのこれ、一番最後の。

今、私は行政庁とか、だからそういったことは質問していません。請負契約はここに書いています。兼業の禁止というのは首長とか議会とか議員とか当然、私はだから時間が3問しかできませんのでそういう議論はしなかったんですけども、確かに書いております。しかし、今の流れと公平性とか競争性の担保として、八王子市ではそういうことはもう除外しているんです。首長とか議会議員とかいうのはもうそういうことは兼業は禁止、やめなさいという、除外している部分もあるんです。

それと今、請負とおっしゃいましたけれども、請負はここに、私もちょっと勉強させてもらったんですけども、結局、請負であっても行政上のことであっても、最高裁判決、昭和62年10月にあるんです、請負の関係で。ここでも、当該地方公共団体との請負関係で疑惑を持たれかねない法人の役員を続けたまま町の職につくこと自体が、職務執行の公正、適正を損なう危険性を持っていると。住民からの信頼を受けるためにはマイナスの要因になると書いていますよ。これは請負の関係。だから私は、今たまたま前田課長が請負とか行政上のことをおっしゃいましたから今こういったことを言いますけれども、そういうことも書かれております。

先ほど言ったように、そういったことで指定管理制度もいろんなところが見直されて、ガイドラインなんかできております。先ほど言いましたように、そのほかにもあるかもわかりませんが、首長さん方の兼業、当然地方自治法の142条だったか、それと92条の2の兼業の禁止がありますけれども、そういったことも八王子市は禁止をされております。これからはやっぱり住民の方の透明性、公平性を求めなければならないと思います。

そして、先ほど大事なことを前田課長が答えた。当然に私はこれ心配していたんですけれども、町からは補填しないと。当然そうだと思う。いこいの館の場合やったら今までずると、基金があったからずっと補填したけれども、株式会社には町からは当然、出資は50万円出資していますけれども、町からはその出資金がまた50万円が100万円になり、200万円に、いこいの館がそうですよ。3,000万円のが5,000万円にふえて8,000万円になっているんですよ。もうこれは潰れたら返ってきませんわ、8,000万円。だから、町が補填しないというのは当たり前のことで、私は一会社にそんなことを補填すること自体にもともと無理があると思っているんで、それが一番ちょっと心配なんです。

そういったことで、産業振興会館条例とか今の指定管理の条例とかにもっと照らし合わせたら私は無理だと思うんですよ。だから、何度も言いますように、町長が取締役に入っていなかったら別に構わんと、この前議会運営委員会でそう言ったはずなんです。そのまままた上げてこられるからおかしいのと違うかなと思って質問させていただきます。この件ではもう3問過ぎていきますので、余り議論……

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の、すみません、全ての質問を網羅できていなかったのかもしれませんが、今回指定管理で出させていただいた笠置まちづくり会社につきましては、先ほど来何回も説明させていただいていますように、町、それから団体、個人、民間企業等の出資を得て設立された会社であります。事務所が産業振興会館にあって、その設置条例を改正していないから今回の指定管理は認められないという理解をこちらはさせていただいていいのかなととってしまったんですけれども、町長が代表取締役に就任するということにつきましては、自治法上何ら問題はないこととなっております。兼業禁止にも当たっておりませんし、今回も、先ほど行政処分であるため請負契約ではありませんので兼業禁止にも当たらないということで判断をしております。

大倉議員がおっしゃった昭和62年の判例はありますけれども、その後自治法が改正されて、指定管理制度ができております。その中では違法な請負契約ではありませんので、そこからは行政処分協定書という中でクリアできていくものと自治法上は解釈しておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 大倉君、質問変えてくれる。手短にやってよ。大倉君。

5番（大倉 博君） 先ほど言ってるように、請負とかそれは問題にないんですよ。そのことは私は問うていませんと言うてるでしょう。そうじゃなしに、先ほどから言っている指定管理者の指定する手続に関する事に町長イコール株式会社の社長とかどうなるんかということ問うている答えが全然ないんですよ。これにはどう答えていただけるんですか。請負とかそんなことは、私はもうあえて自分なりに勉強していろいろ聞いて、していません。この条例に対して町長が代表取締役の会社に、何度も言いますように、こういうことができるのかどうか。それは疑問というか、これほどこの議会でも一般論的に言ってもおかしいと思うんですよ。おかしいというか違法というか、そんなことが、例えば町長がほんならここに書いてるように損害賠償の義務、特別の事情があるときはこの限りでないと、ほんならもう免除しますとか、それが勝手に恣意にできるわけですよ、町長が。だから、ここの議論を私は言っているだけであって、そういったことに的確に答えてください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 大倉議員の質問にお答えをいたします。

さきにいこいの館についても発言されておりました。いこいの館につきましては、今の制度は法に背いております。29年度中に大きな手だてをさせていただいて、指定管理制度を使っていくような体制につくり上げていきたいと思っております。

まちづくり会社の代表取締役に町長が就任している、そのことを強く問題にされておりますが、議会運営委員会でも申し上げましたように、これは京都府の指導をいただいて、大丈夫だということを確認しております。また、私が代表取締役をしておりますまちづくり会社に町が委託することも法には触れていない、そういうことを京都府からも確認していただいておりますので、その辺は御理解をお願いいたします。

また、私の立場といたしまして、前にも述べさせていただきましたように、長きにわたって代表取締役をやらせてもらうつもりはございませんで、今度まちづくり会社が駅舎を管理していく、そういう一つのきっかけもできましたので、私は4月早々代表取締役を辞任させていただいて新しい代表取締役の方に就任していただく、そのように思っております。その辺、御理解をお願いします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

先ほど大倉議員がおっしゃいました兼業禁止の規定ですけれども、兼業禁止の規定を入れておられる自治体もあります。そちらを、うちも今回指定管理者制度を導入するに当たって

いろいろ調べさせていただきました。法に違反しているということではなく、そういう兼業禁止の規定、町長が会社であったり議員が就任されている会社であったりというところをもう禁止している自治体もありますし、うちのように、まちづくり会社ということもありますので適用除外しているところもあります。これは、可能となったもので、兼業禁止を適用除外するというものが認められたため、当町といたしましては兼業禁止を除外しております。その禁止規定を入れておられる自治体もあるということで、こちらにつきましては違法性はあるとは認識しておりません。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

この指定管理者につきましては、大倉議員がいろいろ発言されていますが、この手続に関してちょっとお聞きしたいと思います。

笠置町公の施設の指定管理者の指定手続について、第2条の1項、第3条の3項に適合したような書面が町長に提出されて物事が進行しているんですか。それと同時に、今、佃46番地ということは産業振興会館ということを知ったと思うんですが、この中で従業員は何名決定しているのか、それと、ここの産業振興会館の賃借料は幾らか、こういう契約はもう一応案はできているのか、それと出資者は何名で発行株数は今何株か、簡単にお答えください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問です。まちづくり会社につきましては、指定管理の手続条例に沿って必要書類は町長に提出いただいております。定款であったり、それから登記簿写し等、必要書類は全て提出いただいております。

それから、まちづくり会社につきましては、16の団体、個人の方から44株、220万円の出資となっております。

それから、産業振興会館の使用料等につきましては、先ほど大倉議員の御質問でも説明させていただきましたが、一時的なもので、使用料等は加速化交付金の中から充当しているものではありません。それぐらいでしたか。

（「従業員」と言う者あり）

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） すみません。従業員につきましては、まだ収益の上がる事業を実施しておられませんので雇用されておられません。まだ株主さんだけの会社

となっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、従業員等決定していないということなのですが、4月1日からやるとなりますと、もう従業員が決まってもいいんじゃないかと思います。

それと、先ほど言いました第3条の第3項と第2条の1項、事業計画等提出されていれば何とか判明するんじゃないかと思うんですが、そういう点どうですか。出ているんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

従業員につきましては、今の時点でまちづくり会社のほうから雇用したというお話はまだ聞いておりません。ただ、4月からされるに当たっては、清掃等ございますので、そこらは雇用契約をされるのではないかと考えておりますが、町のほうから直接雇用してこの方ということではありませんでしたので、申しわけありません、ちょっとそちらは町として把握していなかったところでございます。事業計画の中にも、清掃されるというその部分はありますので、清掃に関しては何らかまちづくり会社が直接される中で雇用されると思っております。

もう一つのテナント、商業施設部分につきましては、そこはもう町とは全く、入られる会社の事業所さんの雇用になってきますので、そこでの従業員の数はこちらでは把握していないというところが実情です。申しわけありません。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

4月1日からやろうとするのに事務員等の従業員も判明していないということはちょっとおかしいんじゃないんですか。

それと、先ほどのをもう一回言いますが、振興会館のもし建物の中に入るんだったら賃借料はどういうぐあいになっているか、そういう詰め、これは、4月1日ということを目標にすればある程度決まっているんじゃないですか。

それと、言いました出資者の件について、大体何名ぐらいおられて発行株数は今何株あるのか、その点もお知らせください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 御質問ですけれども、発行株数については

44株の220万円になっております。これが資本金になっております。それから出資の方は、団体、個人を含めて16名に出資していただきました。

従業員の把握ということですが、町が従業員を雇用しているわけではありませんので、申しわけありません、町といたしましては従業員については把握していないというところではあります。

産業振興会館の使用料については、設立以来、使用料は免除というか発生しておりませんでした。今後、産業振興会館に事務所を置いてはおりますが、一時的と思っておりますので、いずれほかのところで見つけていただいてそこに事務所を移していただく、そういうことで今考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） もう一度聞きますけれども、46番地は産業振興会館ですか。だから、今まではなかっても4月1日からこの中に株式会社が入るんですよ。そのときの部屋の賃借料等は、町としては、公の施設としては賃借料を取らないんですか。その契約はできているかどうかということをお聞きしているんですよ。できているんですか、できていないんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

産業振興会館に事務所を置くというまちづくり会社との契約はできておりません。事務所を一時的に置いておりましたので、4月1日からということではないかもしれませんが、早い時期に事務所をどこかに移って、使用料も現在、設立以降、町のほうも徴収しておりませんでしたので、大倉議員からも御指摘ありましたし松本議員も御指摘いただいているので、町のほうでも整理していきたいと思っております。

ただ、先ほど来説明させていただいておりますとおり、一時的に事務所をあそこに置いた、町が支援して設立した会社ですので事務所をそこに置かせていただいたというのが今までの流れとなってきましたので、そこらは今後ちょっと整理させていただいて、自立していただいて早く事務所の位置を動かしていただくようにまちづくり会社のほうとは協議させていただきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

ちょっと確認のために聞きたいんですけれども、指定管理していくということで4月1日

からということなんです。今、事業計画の中では清掃等もあるから雇われるであろうというふうになっていたと思うんですけども、ただ、指定管理というのはあくまで町の事業をかわりにやっていただくということなので、やはり具体的に4月1日から本当にちゃんとスタートできるのかどうかというのは確認が今の段階でされていないと問題なんではないかなというふうに思うんです。

それで、ちょっとお聞きしたいのは、4月1日からはそういう清掃業務だけが始まっていて、その後にテナントなり窓口なりが置かれるというスケジュールになっているのかどうか、その点をお伺いしたいのと、駅舎の改修は地方創生の絡みでお金をかけてやっていると思うんですけども、4月1日からきちっとスタートしなくても問題が起きてこないのかどうか、その点ちょっとお伺いしたいんです。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

4月1日から管理をしていただきますので、1日からもちろん清掃等も入っていただくこととなります。従業員の件については、先ほど松本議員からも御指摘いただきましたので確認させていただこうと思いますが、従業員でなくてもまちづくり会社の中で直接やっていただくということも可能ですので、そこらも含めてどうするかという方向、可決いただきましたらまちづくり会社とお話を詰めていきたいと思っております。

駅舎の工事につきましては3月末で完成となっております。4月1日から稼働しなくてもというお話でしたけれども、駅舎自体が改修のハード整備となっておりますので、完了で加速化交付金の事業につきましては完了したという認識でおります。

それから、テナント部分については、4月1日からではなくそれ以降、今後の準備等もございまして、日程を決めた中で、これが来年になるとかそんな話は全く問題外ですけども、そうではなく、できるだけ早い時期にまちづくり会社さんのほうで営業を始めていただくということで、それも可決いただいてからお話を詰めさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この議決をいただきましたら早急に役員会を開かせていただきまして、清掃も含め駅舎の管理運営、また事務所設立について早急に皆さんと相談して、皆さんに納得していただけるような体制を築き上げていきたいと考えておりますので、その辺よろしく

お願いをいたします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、反対者の発言を許します。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先ほどから何度も言っているので、同じオウム返しになったらあきませんのでそういったことは省略しますが、まず選考委員会の透明性、先ほど公平性と言ったけれども、先ほど、たしか2月24日にネットで公表されたということですね。それで3月7日、これ2週間ほどですね。今、30日から45日とかいうのが普通なんです。そして、これ以外にもっと公表されたか、そういった応募の方法のあり方というか、2週間ほどで、なかったということになっていて、これは言ったら悪いけれども、まちづくり会社ありきという形で何か進んでいるような、だから選考委員会の過程というのがこれで公平性が保てるかどうかというのにまず疑問があります。

そのほか、いろいろ言いましたけれども、これも私も先ほどから何度も言っていますように、指定の手段、いわゆる町長と町長の、この件で最終的に私も京都府と大分議論しました、電話で。結局これはオーケーではないんです、京都府は。オーケーということはないんですよ。さっき京都府からオーケーもらいましたとおっしゃったけれども、そうじゃないんですよ。これ、いずれ終わってからまた私、大阪の弁護士の方にも相談を一遍しようと思っておるんですけども、明らかに町長と代表、だから先ほど何度も言っているように、前の議会運営委員会で町長が代表取締役からおりなさいと言ったのにそのまままた上がってくるからおかしいんですよ。私は、おりられたら賛成はしますよ。だからそう言ったのに、いけるということをおっしゃったんで、条例に照らし合わせたらおかしいんですよ。どう解釈できるんですか。

だから、そういった意味でいって、もう先ほどからいろいろと議論を言うていますので、そういったことで私は反対させていただきます。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。坂本君。

6番（坂本英人君） まちづくり会社の指定管理の件につきまして賛成討論させていただきます。

ソフト整備もNG、ハード整備もNG、このまちの行く末はどこに向かっていっているのでしょうか。僕の人生においても、やるかやらないか、生きるということはこの2つに尽きると思います。京都府下で一番人口が少ない町が今何をやらなければならないのか、ハードをやっても中途半端、ソフトをやっても中途半端、さっきも申し上げたとおり、次の世代がこの現状を見て、何を夢見て笠置に住み続けるような未来が描けるのでしょうか。

来年度、29年度は笠置町がいろんな意味で勝負をしなきゃいけない年だと僕自身強く感じています。その中において唯一、ソフトが自分たちの手で整備していけるような事業だと、僕はこの会社に明るい未来を感じています。だからこそ、皆さんよく考えて、この事業を成功裏に近づけられる努力をしようじゃありませんか。これをもって僕の賛成討論とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第18号、指定管理者の指定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第18号、指定管理者の指定の件は原案のとおり可決されました。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時00分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（杉岡義信君） 日程第3、議案第19号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第7号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第19号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第7号）の件について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額14億4,315万8,000円にそれぞれ2億6,382万2,000円を増額し、歳入歳出総額を17億698万円とするものでございます。

歳出は、地方創生拠点整備交付金事業において申請しておりました事業が採択されました

ので、温泉施設リニューアルによる外貨獲得事業に7,700万円、空き家改修によるゲストハウス整備事業に3,420万円、(仮称)紡ぎの館整備事業に1億5,262万2,000円を計上しております。

財源は、特定財源として国庫補助金で1億2,191万1,000円、町債で1億1,530万円、一般財源として地方交付税2,661万1,000円を充当しております。御審議いただき、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者(前田早知子君) 失礼いたします。

それでは、議案第19号、平成28年度笠置町一般会計補正予算(第7号)の件について説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、先ほど町長が説明いたしましたとおり、2月24日に交付決定を受けました地方創生拠点整備交付金に係る事業費となっております。

4ページをごらんいただきますようお願いいたします。

事業といたしましては、3つの事業を申請いたしまして採択されたものとなっております。この事業につきましては、全額平成29年度に繰り越しをいたしまして事業を実施するというものとなっております。

それでは、9ページから歳入のほうについて説明させていただきます。

順番が前後いたしますが、まず13款、中段の国庫支出金をお願いいたします。2項国庫補助金、総務費国庫補助金で1億2,191万1,000円、これが地方創生拠点整備交付金として交付決定を受けた金額となっております。

20款町債といたしましては、一般補助施設整備等事業債といたしまして総務債で4,900万円、民生債で6,630万円を計上いたしております。

戻りまして、10款の地方交付税では、一般財源分といたしまして2,661万1,000円を増額といたしておるところでございます。

歳入につきましては以上となります。

歳出につきましては事業の所管課のほうから説明いたしますので、よろしく願います。

議長(杉岡義信君) 続いて、企画観光課長。

企画観光課長(山本和宏君) 失礼をいたします。

歳出につきましてはの御説明をさせていただきます。

10ページの上段のほうで、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費で補正額1億1,120万円を計上させていただいております。これにつきましては、いこいの館の改修、それと空き家を活用したゲストハウスの整備に係る改修並びに一部ソフト事業としたものを計上させていただいております。

節区分で申しますと、11節需用費でソフト事業に係ります消耗品ということで20万円を計上させていただいているところでございます。

それと、13節委託料で、ポスターやチラシ、ホームページの作成、また広告宣伝費並びに改修に係ります設計・施工監理業務委託など、合わせまして1,830万円を計上させていただいております。

それと、15節工事請負費で9,200万円を計上させていただいております。これにつきましては、いこいの館の改修と空き家を活用したゲストハウスの改修ということで9,200万円を計上させていただいているところでございます。

それと、18節備品購入費でソフト事業、この事業につきましては、医師等の指導を受けながら健康体操や成人病の予防のアドバイスなどの健康増進につながるようなソフト事業をいこいの館などのスペースにおきまして計画しているところでございますけれども、それに係ります血压計や椅子、机等々といった備品といたしまして70万円を計上させていただいているところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 続いて、保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

それでは、10ページの下段、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の御説明を申し上げます。

説明に入ります前に、地方創生拠点整備にも性質がございまして、若干異なりますので、そこをまず御説明申し上げたいと思います。

今、企画費のほうで御説明があったのは、28年度、もう既にやっております地方創生事業とおおむね目的を一つにしています外貨獲得事業、いわゆる町外からの活力を笠置町に導入するというものが主な目的でございます。これから説明いたしますのは、笠置町の共生社会づくり、いわゆる今住んでおられる方に主眼を置いた施設をこれから充実させていこうというふうな内需的な物事の考え方でございますので、まずそこはひとつ視点に置いていただければありがたいかと思っております。

それでは、節の委託料のほうからまいります。委託料では、これはあくまで仮称でござい

ますので、そこは御承知ください。（仮称）紡ぎの館、この「紡ぎ」というのは、いろんなものが合わさって新しいものを紡いでいくというふうな思いで仮称をつくらせていただいたんで、これはまた公募するなりいろんなことで変えていきたいと考えております。その（仮称）紡ぎの館をつくるに当たっての設計・施工監理、いわゆる基本・実施設計、それから施工監理、それぞれ合わせて756万円、それから工事請負費で1億4,206万2,000円、この中には建築工事、敷地造成、一部町道拡幅も入っております。

それから備品購入300万円、これはロビー用ソファとか椅子とか保管庫とか、そういうふうな類いのものでございます。

この積算につきましては設計したわけでもございません。ただ、概算設計ということで、国土交通省のほうから出ております新営予算単価、これは平成29年度版でございますが、環境施設をつくるに当たってこういう基礎でこういう条件で一定積み上げていけばこうなりますよという概算設計がございますので、それを基準にさせていただいたというふうなところでございます。

建築予定地でございますが、笠置こいの館に隣接しております町有地を予定してございます。予算の説明は以上でございます。

あと、補足説明といたしまして、じゃどういふことにこの施設の活用を考えてんねやというふうな御質問があるかと思っておりますので、若干先に触れさせていただきたいと思っております。

いわゆる箱物というのは会議室とかいうふうなイメージがございますが、会議室ばかりつくってどうするねんというような住民の意見も当然あるところでございます。そういうものは想定してございません。いわゆる概念的に言えばコミュニティーあるいは交流センター的なもので考えておりますが、いかんせん笠置町自身は、コミュニティー活動は全てと言っていいほど弱体化しております。そこで、それを強化するために町のいわゆる先導的な動きも必要になってくるわけございまして、そこに行政課題も含めた中で健康というところをテーマに、体の健康、食の健康ということを中心に展開していきたい、課題解消も含めてコミュニティーの醸成を図っていきたい。それから、今課題となっております介護保険法の改正によります介護予防事業、この事業をする場合は現在、笠置町には公共施設としては存在しません。ですので、この施設をその目的にも使わせていただくというふうなところでございます。

簡単でございますが、予算の説明とさせていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

（仮称）紡ぎの館についてちょっとお聞きしたいんですけれども、これ、前にもらった資料でコンパクトタウン創生事業になると思うんです。ちょっと疑問に思うんですけれども、新しい建物を建てるのではなくて、空きスペースを活用するという努力とかはされているんでしょうか。それをちょっとお聞きしたいんです。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの西議員の御質問でございます。当然、公共施設でございますので、今現在使える公共施設はどのような状態にあるのか、あるいはどう今後あるべきかというのは庁内のほうで検討させていただいております。なおかつ、そういう活動が今の公共施設では無理やというふうな判断の中で今回、新たな活動の投資もございます。今の公共施設でやっている活動そのものを今回の新たなところとするだけの話でしたらこれだけの大きさも要りませんし、ただ、もともと不足している活動をつけ加えると、この施設が必要になるというふうな考え方の中で積算させていただいております。

具体的に申しますと、公共施設の管理計画というのが総務課のほうで策定されておりますので、その計画にのっとった形で今回建設をさせていただくというふうなことになります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

同じまたコンパクトタウンのことなんですけれども、集約していくというふうに前にもらった資料には書いてあると思うんです。それならば将来的に小学校とか役場もこの近くに持ってくるのかという考えになるんでしょうか、お願いします。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

公共施設の統廃合というふうな文言がございます。将来的には、今、中長期的な視点で分かれると思うんですが、中期的には中央公民館あるいはすまいるセンターというふうなところを視野に入れているところがございます。今、西議員から話題になりました小学校については、所属官庁が違いますので、なかなか一足飛びにはどうこうするというふうな、自治体

だけの判断でどうなるものでもございませんので、これは長期的な分野に入りまして、そこはコンパクトタウンには今のところ入っていないというふうなところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

僕もこの間議運でもらった資料の中からはなんですけども、K P I という重要業績評価指数というものが多世代・多機能施設の整備というふうになっているんですよ。これについてなんですけども、目標値が1施設というふうな表記になっているんです。ということは、（仮称）紡ぎの館が建設完了すればこの事業は一つ、もうなし得てしまうようなイメージになるように思うんです。果たして、国からおりてくる補助で、この表記で本当にその論議がなされたのか。それともまた別に数字を明確にあらわした資料があるのか、お聞きしたいです。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問でございます。議運のほうで提出させていただいた資料、これは地方総合戦略抜粋のところで目標として1施設上がっていると。28年1月に策定された資料の中では、今回提案させていただく一番の根拠はここになります。ここに載っているから補助の討議をするテーブルにのせましょうというふうなところの根拠です。これをもとに今、K P I というような表現の中で、細かな目標値は新たに施設整備計画というところでうたっております。提示させていただいた資料では、最後の3ページの目標1、目標2、目標3というふうなところに載っておりますのがこの施設のK P I になります。3ページですので資料の手前のページになります。

目標1については統廃合による行政コストの削減、目標2については新たな住民の互助活動の組織化による活動の収入額、それから目標の3としましては、これが私の一番重要視しているところで、笠置町は住民健診率が一番低くて、1人当たり医療費が一番高いというふうなことがここ数年続いております。潜在的な問題がございます。これを何とかこの施設で、先ほど言いました健康づくりの中で解消したいというふうな思いで削減額、抑制額を書いています。

この数値については別の施設整備計画で掲示をしておりますので、もし提示せよということでしたらその分は提示させていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

動議として、その資料提出及び全員協議会を開催していただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） ただいま坂本君から動議が提出されました。この動議について賛成者はありますか。資料の提供ですね。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） ただいま坂本君から全員協議会の開催動議が提出されました。この動議は賛成者がいますので成立しました。

全員協議会の開催動議を議題として採決します。

この採決は挙手によって行います。この動議どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。

この際、全員協議会を開催します。

暫時休憩します。

休 憩 午前 11時23分

再 開 午後 1時00分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

質疑を続けます。

答弁される方に一言お願いをします。質問に対しての答弁はゆっくりと、はっきりと、わかりやすくお願いしておきます。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

まず、紡ぎの館、仮称ですけれども、その整備事業についてお尋ねいたします。

国庫補助金で1億2,000万円余り、これは全体ですけれども、紡ぎだけじゃなくて、町債が1億1,500万円、そして笠置町の町債というのは、27年の決算の調定額では1億1,000万円、26年も1億1,000万円ぐらいです。これは、町債がまた2億4,000万円に膨れ上がるということなんですけれども、町の借金ということです。

そして、まずこの事業をやることの必要性、そして最初、議会運営委員会でこういった表をもらって、コンパクトタウンということ、こういったことは町民の方が理解されているの

か、そして町民の方がこういったことを欲しいとまず望んでおられるのかどうか、その辺のところと、そしてコンパクトタウンの構想といえば笠置町の全体の構想を、まずここにあってここに建てる、例えば今この役場が駐車場も狭い。国道を渡ったりどンドンされています。危ないです。小学生の子供は歩道橋を渡って向かい側へ行きます。大人が格好悪い、そういうところを子供は見ています。そういったこととか、役場のまず中心地をどうするとか、いわゆる町がどういうあるべき姿、施設のですよ。本当のコンパクトタウンの構想という、まず全体構想が必要であるのと違うかなと思うんです。その辺どうですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの大倉議員の御質問でございます。

まず、大前提といいましょうか、コンパクトタウンはどこに位置づけられているんかというところの質問に私は受け取りました。

コンパクトタウンというのは別個の構想です。その中で総合戦略というのが28年度1月に策定されました。その中でコンパクトタウンというのが、ある部分に位置づけられたというふうな立ち位置になっています。

もう少し具体的に申しますと、総合戦略は4つの柱になっています。

まず、1つ目が笠置町における安定した雇用を創出する、2つ目に笠置町へ新しい人の流れを創出する、3つ目に結婚、妊娠、出産、子育ての希望を実現する、それから最終的に地域が連携し、安心して暮らし、助け合えるまちをつくる、この4点の中でコンパクトタウンは4つ目にかぶさる部分が大きいです。

ですので、コンパクトタウンが実現すれば笠置町が創生するなんて、そんな大それた計画ではないということは御承知いただきたいと思います。4つ目の地域が連携し、安心して暮らし、助け合えるまちをつくるための一つの大きな拠点施設であるというふうな位置づけになります。

それから、もう一つ大きな視点で言われていたのは、住民の合意形成があったのかどうかというようなところでございます。

コンパクトタウンというのは、当然地方創生議論と並立して行政の中で提案させていただいた構想です。地方創生の議論と平行してされたと考えております。その地方創生委員会というのはどういう経過を経たかというのは、もう御承知のことかと思いますが、若干御説明を申し上げますと、しょっぱなは25年、26年当時から笠置町の将来のあり方を運ぶワー

クシヨップというのが企画のほうで企画されて、いろんな意見が出てきた。それから、26年度に入って同じようなワークシヨップが全5回されている。27年に入って、アイデアキャンペーンカサギというふうな、これもワークシヨップと同様のものなんですが、より一歩踏み込んだ笠置町の創生事業のあり方というのを検証されたというふうに聞いております。特に、今先ほど午前中に話題になりました笠置駅舎の指定管理の問題、駅舎の有効利用についてどうするんやというふうなところで最終的に焦点が当てられたようにも私には思います。そこも重要な1点やったと思います。

まだその中ではコンパクトタウンというのは出てこないんですが、それを踏まえて創生委員会というのが議論されています。創生委員会自身は何回もされておりました、期間が短い中、5回実施されています。先ほど言いましたように、提案としてコンパクトタウンというのを中で提案させていただいたというふうな議論です。

当時の議会代表としては、今、町長でおられます西村議員、当時常任委員長という形で御出席いただいておりますし、各種団体から貴重な意見をいただいたところでございます。

中の議論につきましてはもう省かせていただきますが、この期間として一定の結論の中にコンパクトタウンという位置づけは明確にさせていただいたと。

御承知のとおり、パブリックコメントも、それから住民の意見を独自に聞くホームページだけじゃなしに、地区の回覧を通じて意見を募集していただいた。その中にはさまざまな意見があったのも事実です。コンパクトタウン構想には期待しますよ、あるいはコンパクトタウン構想はやめておいたほうがいいんじゃないか、さまざまな意見がありました。そういう意見を尊重しながら最終的に創生戦略というふうなものを策定させていただいたと、これは一つの大きな合意形成があったように思います。

財源の考え方なんですが、あくまで地方創生拠点整備というのはその目的によってついてくるものですので、例えば、これをやめてもっと緊急の課題や町道を寄せとか、これをやめてそっちへ振れるんでしたらそれはそういう議論もあり得るんですけども、これはやはりこの事業についてついたものであって、ほかに喫緊の課題があるのにこんなもん今建てんでもええというふうな議論は、やっぱり別なテーブルで議論をしていかんなんというふうに私は考えています。

今回、こういう拠点整備というのは28年度の国の臨時の事業です。今後、恐らく出てきません。この機会を捉えて笠置町の課題を解消するためにとらせていただいた提案の事業であるというふうに考えておりますので、当然投資でございますが、そこは御理解いただきました

いなと思います。

あと、漏れておりましたら、再度御質問いただいたら御説明させていただきたいと思えます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今いろいろおっしゃったけれども、だから私が言っているのは、本当に、建てるとしたら今、既存のあるやつはどうするかということ、午前中もちょっとそういう空きスペースの活用という話が出ていましたけれども、笠置町の人口予測というのは、皆さん方御存じのように2040年には739人、2050年には555人、27年の国勢調査では1,369人でした。

そして、現実に、ことは笠置の小学生が2人の卒業でした。笠置の中学校の卒業生30人のうち、10人が笠置だけでした。この方たちが2040年、50年に入ってきて笠置におられるかどうかわかりませんが、その方たちに、そういう後世に起債とかそういった負担をかけられるかどうか、人口の推移を見れば。前から言っていますように、笠置町はいいけれども、民間だったら将来郵便局はどうなるか、農協がどうなるか、病院がどうなるか、歯医者がどうなるか、商店がどうなるか、こういう人口構造の中で本当にそういうことが必要かどうか、2040年、50年、もう2040年はあつという間ですよ。

この前、人口減少社会の学校統計で、文部科学省学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議の報告書、これは27年11月に行われております。学校環境の向上に資する学校施設の複合化のあり方について議論、2050年の社会を見詰めて、少子高齢化が未曾有の段階を迎えている可能性が高い。そして、先ほど空きスペースの関係、午前中話がありましたけれども、小学校の空きスペースを使っているところがたくさんあるんです。地域住民の拠点として、学校の校舎を公民館や高齢者施設などの公共施設と一体化する動きが広がっていると。例えば1階には公民館や老人福祉施設、子育て支援センターなど、2階、3階は教室、もちろん、小学生の入り口の玄関と今言いました公民館との入り口は別にしています。そして、学校と一体になった公共施設の数、これは古いといっても3年ほど前ですけども、2014年5月時点では、これは文部科学省の調べです、公民館は450軒、児童館は370軒、あと保育所、老人施設、体育館、図書館などがあります。それがなぜいいかというと、年寄りの方と子供と遊ぶとか、挨拶をそこでするとか、そういった相乗効果が生まれているという経緯があります。

だから、先ほどから言っていますように、空きスペースをこういうふうを活用することは幾らでもできるんです。学校だけじゃないと思うんですけども、もっといろいろあるかもわかりませんが、だから、わざわざこういう起債まで使って子供の将来負担に、20年になったら建てようとしている施設を誰が利用するんですか。そういったことを考えると、こういう借金とか、確かに国からいただいています。そういう必要性の問題を私は思うんですけども、いかがですか、そういう空きスペースの活用とか既存の。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） ただいまの御質問にお答えします。

午前中の西議員の御質問にも関連する答えになりますが、公共施設については先ほど将来を見越した公共施設管理計画に基づいてこの建物を位置づけている、統廃合をにらんだ中で位置づけている。議員は主に小学校を有効利用できるんじゃないかというふうなことを今述べられていたと思います。

小学校については、喫緊の課題には対応できません。御承知のとおり、先例はありますけれども、ここ二、三年、四、五年で文科省と厚労省の分野の違いの中で、そしてまた今すぐにそんな空き教室があると聞いていませんし、テーブルにもっていません。これを解決しようと思えば、やはりかなりの調整期間を私は要すると考えております。連合教育委員会とまずテーブルにのせることが必要でしょうし、ただ、笠置町ではそれ以上に有効利用できる土地がある、それから有利な起債がある。将来に借金を残すというのはどうかというふうな御意見があった中ですけれども、御承知のとおり、40年、50年前後に建てられた公共施設が今かなり老朽化しています。中央公民館しかり、すまいるセンターしかり、極端に言えば役場のほうも将来的には老朽化してくる。この大きな問題は長期的な展望に立っていただくとして、喫緊の課題には、やはり中央公民館とすまいるセンターを視野に入れて今回の施設を建てていくというふうな管理計画に基づいて建てている施設である。

長期的な話については、今言われたような、議員の提案のあった小学校については当然議論することになるかと思えますけれども、来年、再来年笠置町がしなければならない事業ができる施設は、今既存の公共施設にはございません。ですのでこの施設を建てたと。利用するのは住民です。

起債については、財政課のほうでもし補足いただけるのであれば、有利な起債であるということ聞いておりますので、その辺はまた追加説明があったらそこで御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 何か建物ありきの話で進むじゃなしに、今まで既存施設の活用とかそういうことを検討されたか、今まであるかどうかの問題ですよ。人口減少がこういうふうになってくる時代にハード面みたいなのつくったかてなかなか無理なんですよ。

だから、まず今建てようとしている、何をされるのか、どういった事業をやられるのか、それとランニングコストがどうか、恐らくそこには職員がまた入るかわかりません。そういうコストの問題とかいろんな問題があります。それは、公民館を潰したらこっちでこうという話もあるかもわからんけれども、そういう全国市町村、だんだんと潰していく施設とか、国がまたそういう補助金を出しております。だから、だんだんと潰していくという方向にいつているときにこんな新しいものを建てるということ自体、私もわかりません。

そして、あしたまた御手洗先生がいこいの館の関係の会議がありますけれども、その先生が去年の8月ですか、笠置へ来て、笠置のあり方とかちょっと講演なさったそうなんです、笠置の未来を考えるというのを。私はちょっとそれ、行ってなかったんですけども、その方にいただいた資料で、そしていろんなこととお聞きしました。やはり最後のほうには、ハードだけでは活性化できないと、ソフト面が大事やということを書かれております。大きなハード整備がなくても活性化は可能と。そして、これから国の政策だけでは地域は改善されないんです。そういうことも書いております。私、実際行ってないのでわかりませんが、そういうことも書かれております。

本当にこういう施設が笠置町の次の世代の暮らしにどのように役立つのか、どういったことが役立つのかということも考えた場合に、町債まで借金して、いずれ笠置の町でもどんどん減ってくると思います。前から言っていますように、ゴルフ場利用税も2020年の東京オリンピックには恐らく全国的になくなるとささやかれております。そういう財源の話、また後でふるさと納税の話を言いますけれども、財源がまず落ちてくる中で、こういったことを起債までやってやる必要性が本当にあるかどうかということです。どうですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの議員の御質問ですが、資料は読んでいただいたんですよね、事前配付の資料をね。それをもし読んでいただいていたら、この公共施設が公共施設の統廃合を目的として、より有効な活用をするというのは、これはわかっていたいただいていると私は思います。40年、

50年の施設をそのまま維持管理するよりも、その2つなり、将来3つの公共施設がそこに入っていけるようなものを今建てるんやというふうなところの観点は承知いただきたいように思いますし、全体の計画については、先ほど申し上げていますように、公共施設管理計画というもので十分将来的な公共施設のあり方というのは別途検討していただいています。そこに整合性を持った中で建てていくんやというふうなところも御理解いただきたい。

具体的にどういう施設をつくるんやということは、笠置町は非常に社会資源は乏しいです。本当に住民本位で使える公共施設というのはありません。振興会館一つそうでしょう。中央公民館も、表現的には悪いですけども利用環境は悪いです。十分な利活用はできていません。ほかの住民活動でどの施設を使えるんや、会議室ばかりなんです。何かの目的がないと使えない。振興会館でフェスティバルするのも、いろんな会議を調整されて、住民活動自身がとれない状態、行政も会議室一つとれないような状態なんです。住民活動が反対に言えば疎外されているような状況が今続いているという現状も、やっぱりここは御承知いただきたいと思います。

そんな中で具体的にどういう活動を想定しているんやということは、予算のときに若干触れさせていただいたんですけども、今、笠置町には保健センターがございません。そういう機能も一番これから、高齢化というのは余り喜ばしいことじゃないんですけども、需要としてあるのは確実なんで、できたら中高年から利用できるような、将来介護予防を防ぐような施設に、常に利用できるような施設にしていきたい。

それから、やっぱり住民活動の主体となりますいろんな活動、一般会計の説明のときにも、食生活改善推進協議会が府・郡から脱退される、これはやっぱり組織の弱体化につながります。でも活動されている方からは、府・郡は抜けてというか、今、保留、休会されるということです。でも笠置町の活動は今までも増してやっていきたい、ただ、場所がないんやと。中央公民館でガスを使おうと思ったらしょっちゅう故障する。それで会員さんの自宅で食材をこしらえて、いろんな活動に提供をされている。そういう場所がないんやというようなところも大きなハード的な支障になっています。それも一つの大きな食の健康というふうなところで言わせていただいています。

あとは、もう一つ大きなところは、ことし4月からやる介護総合事業というふうな面がございまして。これは、今まで施設で受けていただいていた方の居場所をつくるというのが大きな……。その場所は今どこでできるんですか。空き家でできるんですか。できないです。やっぱり一定そういうサポーターもつくり、ハードだけじゃないですよ。今、介護サポーター

養成事業というものをあわせてしています。そういう総合的なところでこの施設を活用して
いこうというのをビジョンというか計画では書いていますので、そこは読み取っていただき
たいというふうに思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員のおっしゃってありました起債の部分について答弁させていただきます。

今回、起債につきましては一般補助施設整備等の事業債ということでしております。こちら
につきましては拠点整備事業に関連しまして起債を起こせるというもので、償還につきま
しては地方交付税の算入がありますので、全て単費で持っているというものではございませ
ん。交付税充当率も高く、過疎債よりも有利になっているというところで御理解いただきた
いと思います。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今の大倉議員の質問の中にもあったと思うんですが、再度お聞きします。

紡ぎの館の場所はどこで、開館後、旧建物の利用はできないのか。

また、新しい箱物をつくるに当たり運営主体はどこか、特に、人口800人台になる予想
で、後の運営につき責任が持てるのか。

また、この内容において、地方創生事業の中身、町長が不退転の決意でやると言ったワイ
ナリーはどこにもない。どういうことなのですか。

最後に、硬直化が進み維持管理の費用が上昇、財政圧迫しているとのことである旧建物を
どう処理するのか、思案があればお答えください。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの松本議員さんの御質問にお答えします。

場所は、いこいの館、屋根つきのゲートボール場の隣になります公共用地です。

それから、中央公民館の扱いにつきましては管理計画に基づいて処分させていただきたい
と思います。これは、所管課が総務財政課になっておりますので、総務財政課のほうでお答
えいただければありがたいなと思います。

それから、運営主体でございます。行政内部的には案を持っておりますが、当然中央公民
館の入っておる教育委員会がどこかへ移るといのはもう間違いないところございまして、

今、案の段階ですので、明言は避けさせていただきたい。

それから、あとワイナリーは別件でございますので、どなたかお願いします。

それから、財政の硬直化につきましても財政課のほうでお答えいただければありがたいかなど。私のほうは以上でございます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問の部分ですけれども、中央公民館につきましては、先ほど保健福祉課長も答弁ありましたように、公共施設管理計画の中で除去していくということとしておりますが、除去する年度についてはまだ決定しておりません。今後、あそこは連合の教育委員会の施設にもなっておりますので、協議しながら進めたいと思っております。

財政の硬直化ということでしたけれども、事業を行うことで経常収支比率も27年度決算ではかなりいい数値も出ておりますので、今後、こういう大きな事業を行うことでそこらも改善されていくのではないかと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

僕、紡ぎとは違って、空き家改修によるゲストハウス整備事業2,800万円、温泉リニューアルによる外貨獲得事業6,400万円、ゲストハウスの予定地はどこなのか。あと、温泉リニューアルによる外貨獲得事業、これは事業計画等そういうものは今あるのかどうか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） ゲストハウスの場所につきましては南部地内で考えております。

それと、いこいの館の改修ですけれども、この改修につきましては、細かな申請と申しますか、内装とかそういった概算で出しています。そういった中で、これにつきましてはいこいの館の方向性とかで今、運営検討委員会とか、またいこいの館特別委員会の中でも意見を今後伺っていく中で改修を具体的に考えていきたいと思っております。

それと、外貨獲得につきましても、まだ具体的に必ずこれをするとかいうところまではいってないんですけれども、これからまとめていく方向で進めております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今の温泉施設のリニューアルの関係で6,400万円を教えてくださいなんですけれども、具体的にはどのような内装を考えておられるのか。

そして、一番大きな問題は、国の補助金はそういうところにしか予算を使えないと、縛りがあると思うんですけれども、外装はどう考えておられるのか。中だけやったかて外装が汚くなったら、先ほどの話じゃないけれども、全体構想の中でやらなきゃ無理だと思うんですよ。だから、内装だけじゃなしに外装工事はどうなっているのか。やっぱりそういう継ぎはぎじゃなしに、全体の中でどうあるべきかということをおもうんですけれども、内装工事のどういった内容と、それから改装をどうされるのか、この2点。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼をいたします。

まず、内装工事につきましては、クロスの張りかえや脱衣場ロッカー等、これまでも狭いとかいろいろ聞いておる中でそういったところも改修できればと思っておりますし、露天風呂なんかも改修をできればと思っております。

それと、外装につきましては、この事業では補助対象外となっているところから入っていないというところですよ。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

内装で、私はいつも思うんです。皆さん方も風呂へ入ったらわかると思うんですけれども、脱衣場が狭いんですよ。それから、物を入れるあれなんかも狭いんですよ。例えば観光客とかハイキングに来られた方、荷物がたくさんあるのに入らないんですよ。だから、まずそのエリアをどうするとか、そういったことを大きく変えるとか、そういったことをまずやってほしいなと思うんです、するんだったら。

入られてわかると思うんですけれども、ほんまに脱衣場が狭くてゆったりできないんですよ。ああいうつくりで、結局2階へ上がってゆったりしてほしいという形のつくりやと思うんですけれども、だから1階のところのオオルリか何かいうところ、あそこを潰してゆったりするとか、そういういろんな考え方があると思うんですよ。とりあえず脱衣場を広くとか、そういった方向でやってもらえたらありがたいなと。

それで、外装は今やらないとおっしゃったけれども、基金が1億2,000万円ほどが3,000万円あります。だからそれを利用して、本来、基金というのはそういう予算。ランニングコストに使うんじゃないし、電気代とか水道代とか人件費の補填とかじゃないしそういうところに使う予算ですから、この際使われたらどうですか。皆さん方、承認されるかどうかわかりませんが、私はそういった面やったら承認させてもらいますけれども。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 拠点整備交付金につきましては、かなり有利な交付金でございますので手を上げさせていただきました。それにつきまして交付をしていただくという、すごくありがたい話をいただいたと思っております。

その交付金をいただくに当たりまして、いろんな作文を書き上げて申請をしたわけでございます。その中には外装の修理、改善というのは含まれておりませんが、またあり方委員会、特別委員会などでそういうこともこの際すべきだと、そういう思いを共有していただけるならば基金を使わせていただいて外装の修繕もやっていきたい。また、前から指摘をいただいておりますゲートボール場前のトイレも、この際何とか動かせるものなら動かしていきたい、そのようなのも考えておりますし、そういうことは皆さんと議論を重ねさせていただいて進めていきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

今回の補正予算に提案させていただいたのは、拠点整備に係る事業の交付金と起債の部分でございます。基金の取り崩しというのは今回の予算書には計上しておりませんので、そこらは御理解いただきますようお願いいたします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

先ほど質問した中に、事業についてワイナリーの件が入っていないのをどうということかとお聞きしたわけなんです、それ、まだ返事をもらっていません。どういことですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 議員言われますように、創生事業の中にブドウ園の開発という言葉は載っておりませんが、特産品開発ということでブドウ園のことも考えていこうという、そういうスタンスであります。

今、具体的な行動はできておりませんが、何とか新年度に向けまして取り組みも強めていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第19号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第7号）の件について反対討論を行います。

紡ぎの館に関しては、本当に必要なものであれば建てることもあるんじゃないかというふうに考えていますけれども、この間の説明を聞いていても、どのぐらいの維持経費がかかるかはっきりしない、それから、どういう公共施設の機能をどこに配置するかはまだこれからであるという形で、明確に決まっていない問題が多々見受けられます。

さらに、いこいの館についても具体的にはこれからやっていくということで、ある程度クロスの張りかえ等提示はされていますけれども、これも、全体の計画の中でこういう計画をしっかり持ってやっていますということも提示されていません。

大きいお金がつかまして、町がいわゆる債券を発行しても、ほぼ帰ってくる有利なものはありませんけれども、一度建物を建ててしまうとその維持管理等のコスト、負担がどうしてもかかってきます。

今の段階では、本当にこの建物が必要なのかどうかいろいろと不明瞭な点もありますので、今回の議案については反対を表明して討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

我が町は中間過疎地域、単身者や高齢者のみの世帯は家族や地域の助けを受けることが難しくなることが安易に予想されます。この先、我が町においても住民サービスや行政サービスが点在していることは、住みやすいまちとは到底考えられません。今の行政の歩みをとめることが正しいことなのか、将来人口が減少したときに今のような新しい補助が受けられるのであろうか、そういう懸念からも、これからソフト整備をしていくに当たって、その何か基盤づくりを一つ一つみんなでやっていかなきゃいけないのではないのでしょうか。

その観点からいたしましても、昼、提出いただいた新しい資料でありますKPIの数値を見ましても、まだまだ粗削りな部分が多く、みんなでつくっていきけるような事業だと僕は思っていますので、僕の思いを酌んでいただいて住民の意見を多く取り入れていただけるような事業にさせていただけるようなことを祈り、賛成討論とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 原案に反対者の発言を許します。西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

議案第19号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第7号）に反対します。

耐用年数が来たから新しい建物を建て、この際統合するというのはわからないでもないですけれども、今ある施設も活用して、耐用年数が来るのでしょうか、他町村でも、大倉議員が言われたとおり、小学校の空き部屋その他、ほかの空きスペースを使うというのは、何年も前からあいているし、中古みたいな建物がもう耐用年数やというのをわかっていたのであれば、もっと前からいろんな議論がされてもおかしくはなかったのではないかと思います。

今回の新しい資料、前もってもらった資料にもKPIとか重要業績評価指数とかはあるんですけれども、どうもこれを見ると、建てるのが目的のようによくいう言葉を使っているように思われるんですが、実際に重要なのは、その後の運用なり活用なりの部分やと思うんです。その辺が曖昧なまま進めてしまうと、うまく運用できるかどうかというのはちょっと疑問に思われます。

将来、笠置町の負担になるようではと懸念してしまうのは僕だけやないとは思いますが。今の笠置でまずなくてはいけないのは、今ある施設の活用なり、そのスペースの活用というのも入ってくるんですけれども、まずその努力をするのが先決やと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第19号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第7号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 以上のとおり、採決の結果、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって議長が本件について採決します。

議案第19号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第7号）の件については、議長は可決と採決します。したがって、議案第19号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第7号）の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第4、発委第1号、京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを求める意見書の件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。議会運営委員長、田中良三君。

議会運営委員長（田中良三君） 発委第1号、平成29年3月15日、提出者、笠置町議会運

営委員会委員長田中良三。

京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを求める意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを求める意見書（案）。

現在、京都市より南に位置する宇治簡易裁判所及び木津簡易裁判所管轄地域（以下、京都府南部地域という）は、約56万人という京都府全体の21%にあたる人口を抱えているが、同地域には、地方裁判所及び家庭裁判所の支部はなく、扱える事件に限定のある簡易裁判所しかない。

このため、訴額が140万円を超える民事訴訟事件や民事執行事件、保全事件、破産・再生事件等は、京都市内にある京都府地方裁判所本庁で行う必要があり、また、家事調停・審判事件、人事訴訟事件、少年保護事件等も京都市内にある京都家庭裁判所本庁で行われている。

京都府南部地域には、京田辺市、木津川市、精華町等、人口増加が続いている地域が存在する。他方で、高齢化が進み、移動手段を公共交通機関に頼らざるを得ない住民が増え続けている地域も少なくない。そうであるにも関わらず、この地域から、現在の管轄裁判所である京都地方裁判所本庁や京都家庭裁判所本庁へのアクセスは、公共交通機関の便数が少ないこともあり、大変厳しいものとなっている。これは、京都府南部地域が、司法基盤の人的・物的両面において、不十分・未整備のまま放置されていることを示しているといわざるを得ない。

しかしながら、居住する地域にかかわらず、国民には等しく裁判を受ける権利（憲法32条）が保障されるべきである。笠置町の住民の裁判を受ける権利を十分なものとするために、速やかに京都地方裁判所及び京都家庭裁判所の支部が設置されなければならない。

よって、国会及び関係諸機関に対し、京都府南部地域に地方裁判所支部及び家庭裁判所支部を設置することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月15日、衆議院議長、大島理森殿、参議院議長、伊達忠一殿、内閣総理大臣、安倍晋三殿、財務大臣、麻生太郎殿、法務大臣、金田勝年殿。

京都府相楽郡笠置町議会議長、杉岡義信。以上です。

議長（杉岡義信君） 質疑、討論を省略してよろしいですか。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって質疑、討論を省略します。

これから採決を行います。採決は挙手によって行います。発委第1号、京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを求める意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、発委第1号、京都府南部地域に地方裁判所・家庭裁判所支部を設置することを求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第5、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

3番議員、向出健君の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

発言通告に基づきまして一般質問させていただきます。多少その効果等から省略または前後することがあるかもしれませんが、よろしく願いをいたします。

まず、1つ目の大きな問題として、空き家の対策、いわゆる移住促進の対策についてお伺いをしたいと思っています。

町としては、町の活性化ということで地方創生事業を取り組んで進めておられますけれども、観光を目玉にした事業、そして大きな事業も大切ですが、肝心かなめなのは、実際に住みたいという方がおられたときに住む家があるかどうか、受け入れ態勢があるかどうかだと思います。

そこで、まずお聞きしたいことがあるんですけども、いわゆる協議会の設置を求めるといことで上げさせていただいているんですが、これまでも移住促進の取り組みの中では区長を通じて協力をいただきながら意見等も拾い上げていると思うんです。いこいの館では検討委員会を立ち上げられた、そういう形と同じように、空き家対策についても議員も含めまして、住民の代表の方等、住民の方も対象にして幅広く取り組んでいくことで、協力いただいたり知恵を出されて空き家対策の大事な意見を聞ける場になるのではないかというふうに考えているわけですけども、そして住民の意見を酌み取っていく、そういう場を持ったり

そういう対策についてはどのようにお考えでしょうか、まず、この点をお伺いいたします。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 協議会設置等々の御質問でございますが、現在、笠置町移住促進協議会を各区長さんをもって組織、設置していただいたところでございます。また、議員のおっしゃるとおり、多くの方々の意見を聞き反映することは大事ではないかと、確かに私もそのように考えております。

それで今後、各種団体等ということで、その方々に説明やお願い、理解を求めていかなければならない点はございますが、そういったところで協議会に入っていたか、連携していくか、そういったところも検討するところがあるんですけども、そういった中で現在協議会を設置していただいたところをより強固にするために、いろんな意見を聞くためにそういったことを進めていきたいと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

移住促進協議会、各区長さんということで設置されているというふうに、それはもちろん承知をしているわけですが、ほかの地方創生等の取り組み等ではアンケート等もされて、意見の吸い上げはされておられると思うんです。

それで、空き家対策についても全くしていないというわけではなくて、されていると思うんですけども、やはりもっとそういう意見募集等を強められてはいかかなということで、この問題を取り上げさせていただいています。

この間ずっと空き家対策のことは、ほかの議員の方も含めましていろいろ質問されていると思うんですけども、実際、入りたいという方がおられても条件が合わないということで、なかなかせっかくのチャンスを逃しているという事例もお聞きしています。それで、やはり根本的に空き家の登録をしていただく方をふやさない限りは、今後、移住促進と言いながらもその成果を上げるのは大変困難になってくるのではないかとこのように感じています。

ぜひ、本当に幅広い意見、意見だけではなくて、住民の方が主体となる形を取り組んでいくことで住民の方も少し協力できるという気持ちになっていただくという、そういう側面もあると思いますので、そういう主体的な取り組みになっていくような意見の反映の仕方等、本当に工夫をお願いしたいと思います。

それで、ここからちょっと具体的な提案といいますか、取り組みについて提案をさせていただきたいと思います。

一つは、いわゆるお試し住宅という問題についてお伺いをしたいと思います。

実際に移住されたいという方がおられましても、何年間以上住まなきゃいけないとか一定期間以上住まなきゃいけないという、まずそこにハードルがあるんじゃないかというふう
に思います。借り手側への対策として、体験的な入居ができる仕組みづくりという制度をつ
くることを求めたいと思います。こうした取り組みを実際行っているところもありまして、
そういうところでは短い期間で日割り計算等で家賃も計算されていまして、お試しに、とり
あえず体験的に入れるという形を實際されています。

笠置町でも、そうした制度を進めることで少しでも移住促進に役立つ、そういうものにし
ていったらどうかと提案をいたしますが、いかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えしたいと思います。

加速化交付金の中でもお試し住宅といったところも上げております。

それで、1軒、当初予定しておりました空き家につきまして、事情により活用することが
できなくなったんですけれども、その後協力いただけます空き家がありましたので、その
空き家を活用させていただくことで現在進めております。

また、これから家賃とかそういった条件整備は決めていかなければならないんですけれど
も、お試し住宅ということで実施する方向で現在進めております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

お試し住宅ということなんで比較的短期的な入居日を設定するということなので、一つの
ネックとしては、大型の比較的大きな家具とかそういう設備は事前にないと、引っ越してす
ぐに出ていくということになるとそれも費用負担が大きいということで、そういった整備も
しっかり考えていただきたいなと思っているんですが、そういった点はいかがでしょう、
答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 現在のところ、大きな家具とかそこまではちょっと考えていな
いんですけれども、当然、水回りとかそういったところの整備は実施をすることで考えてお
ります。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

地方創生加速化交付金の事業の中でも上げられているお試し住宅事業ですので、そうした使い勝手のいいものに変えていくように要望したいと思います。

次に、借り上げ住宅という形の仕組みづくりをとということで提案させていただきたいんですけども、貸し手側としては、やはり貸した後にいろいろな改修のお金がかかるんじゃないかとか家賃をきちんといただけるかとか、そういった心配というのはあると思うんです。

そこで、町が借り上げる形にして町が貸す形にする。町が間に入る形にすることによって貸し手が貸しやすくなる、そういう心理的な、または経済的な条件を整備していくことが一つの取り組みとして大事ではないかというふうに思うんですけども、この点についてはいかがでしょうか、答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 現在実施しております空き家バンクにつきまして、入居者、借り手側につきまして住みやすい形でということで、限度額180万円でございますけれども、家屋改修整備費ということでこれまでも出しておりますし、貸し手側につきましては家財の撤去といいますか搬出という、それにつきましては10万円をこれまで支出しております。

それと、契約に関しましては、貸し手側と借り手側につきましてはきちりとした契約書を交わされて、これまでの話になりますけれども、家賃を滞納したとかそういった話は聞いておりません。

当然、そういった契約等々を行うまで職員は、金額とかの設定はできませんけれども、そういった双方の話の中には立ち合いをさせていただいているところでございます。

それと、町が借り上げてということでございます。正直、現在のところそこまでのことは考えておりませんが、議員提案していただいた案につきまして今後の検討課題ということで、そういったことも含めた中で今後検討してまいりたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

借り上げ住宅は検討していただけるということで前向きな答弁をいただきましたけれども、こうした提案をさせていただいているのは、やはり貸し手、借り手側双方それぞれ事情があって、なかなか入るのにもちゅうちょしたり貸すのにもちゅうちょする、いろんな諸事情がある中で、わかりやすい制度をつくるのが一番効果があるんじゃないかということで提案をさせていただいています。こうした、よりもっとさらに具体的な、効果的な提案は今後させていただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

それで、空き家の対策ということで上げさせていただいているんですが、次に若者向けの住宅ということについてお尋ねをしたいと思います。

これまで、町営住宅は老朽化をしてきているという中で、町としては若者向けの住宅もあるんじゃないかという立場を表明されてきた経緯はありますけれども、ただ、町営住宅というのは公営住宅法の縛りがあって基本的には低所得者等向けになっているということで、なかなか若者に特化したのは難しいという話でした。しかし、人口が減っていく中で移住促進、まちの活性化ということでは、やはり若い人の移住促進というところに光を当てていかなければいけないと思います。

それで、以前そういう方向性も示されていたんですけども、若者向け住宅について、例えば低廉な家賃の設定もしくはそれが難しい場合でも家賃の補助等も考える、所得の関係もあるでしょうけれども、そういった形をとられてはいかがかなと思いますが、その点はどうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 若者住宅建設についてでございます。

今、各地の自治体で若者向けに特化した住宅を建てられ、家賃補助などを加味されて若者を呼び込もうとされている自治体がたくさんございます。成功しておられるところは、近くに働き場所が選択できるなどのところがございます。笠置町も考えていく必要があるかと思っておりますが、ニーズの問題や財政面などハードルは高いと考えております。

今、向出議員がおっしゃられましたように、公営住宅法で建てられた今の住宅は老朽化が激しく、長寿命化計画更新事業で建てかえも含め今後のあり方を計画していかなければなりません。こちらを優先すべき事業と私は考えております。

空き家バンク登録を充実させ、空き家を改修するに当たり子育てしやすい家づくりに改修を進めていく、そういうことで若者に受け入れられるよう手だてしていくことがアピールしていけることだと思っております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

費用面のことが少し出ましたけれども、要するに移住促進で移り住んでこられる方がおられれば、その分交付金等も計算の中に入ってくると思うんです。その計算をした結果、そのうちの一部を使うという考え方もできってくると思うんです。

ただ、そのためには思い切った整備等を含めて、また長期的な入居の計画等もなければ簡

単に踏み出せないことではありますけれども、しっかり進めていけば財政的などころもある程度はクリアできてくるのではないかなというふうに考えています。ぜひ、その点はちょっと検討もしていただきたいと。ただ町のお金を使うだけじゃない、プラスもあるということは念頭に置いていただきたいなと思います。

それで、駐車場の整備ということで、この空き家対策の最後の問題として取り上げたいんですけれども、実際にこちらに来られた方で、駐車場の問題で不満があるということと言われる方がおられまして、やっぱり場所が遠いということもあって、もっと近くにあったらなと。そんな簡単に場所を確保できない等の問題もあるんですけれども、今後、空き家対策を考えていく上で駐車場の問題、若い人を特に呼び込もうとすると、車を持っている方も多いと思うんです。車があれば、ある程度まで買い物も交通の便が悪いところでも対応はできると。しかし、駐車場の整備が不十分であれば、なかなかそれもまた移住のネックになってくるのではないかなというふうに思っています。

また、特に駅前駐車場の問題も出てくるのではないかなと。皆さん結構送り迎え等で来られていますけれども、やはり苦勞して今は迎えに来て、回転される場合にも苦勞されているふうに思うんです。また通勤等でも、バイク、自転車等とはめられますけれども車をとめるところの整備ははっきりされていませんし、そうした問題がありますから、駐車場の整備といういろんな、駅前も含めまして、観点はちょっと考えていかないといけない点だというふうに思うんです。その点、町としてはどのようにお考えでしょうか、お聞きをいたします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 駐車場についてでございます。

移住してこられます方の駐車場につきましては、そのうちの駐車スペースもあろうかと思えますし、近くに個人経営をされています駐車場もあると考えます。

最近、個人経営されております駐車場も空きスペースが目立つようになってきておりますので、駐車場に困っているというお話は余り聞こえてこないんですが、その辺どうなんでしょうか。

また、観光で来ていただいています方も町の駐車場や河川敷にとめていただいております、大丈夫と私は認識をしております。

今、向出議員が言われました駅前の駐車につきましては、送迎に来られる方が少し難儀をされておるということを聞いております。そのことにつきましては、29年度から取りかかります駅周辺整備に絡めてそういう事業も展開していく予定になっておりますので、よろし

く御理解をお願いします。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

当然、全く駐車場がないというふうな話をしているのではなくて、全体の移住促進対策、まちの活性化対策をやる中では、場所によってはここは駐車場があったら効能が高まるのではないとか、そういう視点も要るのではないかなということで、そういう視点も考えていただきたいというので取り上げさせていただいています。

実際にはそんなに空き家がない中なので、もちろん個別に駐車場がある空き家もあると思いますので、本当に必要かどうかというのはもちろん個々のケースとか状況とか実際、空き家登録がされてきたときに判断していくことだと思うんですけども、そういう視点もぜひ今後しっかりと持っていただきたいなというふうに思っています。

空き家対策の問題については以上で終わらせていただきます。

次に、2つ目の問題として、地方創生について少しお伺いをしたいと思います。

先ほども少し言わせていただきました。パブリックコメントはしていただいていますしアンケートも取り組まれてはいるんですけども、なかなか本当に住民の方の意見がしっかり反映されているのかなというところはまだまだ弱いのではないかなというふうに感じています。アンケートについては、やはり何度も何度もしていくことで重層的に意見が集まってきて、より効果のあるものになっていくのではないかなというふうに思います。それとともに、住民の方からは地方創生事業がどうなっているのかよくわからないということを本当にいただくことがありまして、それも総合戦略等の大きな計画等は配付していただいているんですけども、個別事業の説明とかまではなかなか皆さんのお知らせが十分ではないのかというふうに感じています。

これまで、この問題だけではなくて、さまざまな問題で住民の説明会を開いてはどうかと、いろいろ提案させていただいても、なかなか前向きな答弁は少なかったんですけども、ただ、地方創生というのは住民の方が主体になってやっていくことが大事やと思うので、そこをもうちょっとしっかりしていただきたいなど。

まちづくり会社というのもつくられました。まちづくり会社の設置の趣旨として、住民の方が主体で取り組んでいく、そういう組織をつくっていくということも言われていますし、意見反映についてもっとしっかりとした、そして皆さんへの事業の説明についてもしっかりと伝えられるような仕組みづくりを求めたいと思いますけれども、この点いかがでしょうか、

お伺いをいたします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町のまち・ひと・しごと創生戦略を策定するに当たり、町民の方のニーズを把握するため、向出議員がおっしゃられていますアンケートやまちづくりへの住民参加の機会を何度か設けてまいりました。主な取り組みといたしましては、高齢者要望等実態調査、保護者アンケート、探られる里プロジェクト、笠置町話会お宝の活かし方、町内消費者動向調査、アイデアキャンプなど、アンケートや住民参加のまちづくりについて意見交換などを行ってまいりました。それにまた区長会や老人会、商工会、観光笠置、保護者会、議会など代表者による創生委員会で、団体におきます御意見、提案もいただき、十分町民の方の御意見を反映してきたものと確信しております。

今、向出議員が個別的な説明が乏しい、そういうことを言われましたけれども、その点につきましても必ずしも十分ではないと認識をしております。

創生事業は、町を挙げて、町民を挙げての取り組みにしていかなければ成果は上がってこないと思います。こういう意味におきましても、十分な町民の方への説明は不可欠であると考えます。どのような方法、どのような形でさせていったらいいのか、また検討してまいりたく考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

いわゆる総合戦略についてはお知らせ版とともに回覧を回していただいたと思うんですけども、事業というのはずっと継続していきますから、どこで節を立てるのか、めどをつけるのかというのがあると思うんです。一定期間ごとに総合戦略を出されたので、これに基づいてこういう事業が今はこういうふうな結果を見ているのはやっぱりまた同じように配付していただければ、せっかく配っていただいた総合戦略の意味もありますし、生きてくるんじゃないかなというふうに思っています。これは提案なので、ぜひまた検討していただきたいというふうに思います。

それで、2つ目の大きなくくりとして、総合的・計画的な事業へということで上げさせていただいています。

こういうふうには上げさせていただいているのは、先ほどの（仮称）紡ぎの館もそうなんですけど、例えばあそこで鍋フェスタをやるということで、スペースが狭くなるんじゃないかという懸念も感じられますし、いこいの館をやっていますから、それとの整合性等もあるんじ

やないかなど。

駅前の駅舎の改修にしても、まだ明確にはされていませんけれども、軽食を提供するといったら、午前中にも言いましたけれども、産業振興会館にも喫茶がありいこいの館にも喫茶があるという中で、本当に全体の整合性とか総合的な計画がなされて行われているんだろうかというところに大変疑問を感じるのを上げさせていただいているんです。

事あるごとにお聞きをしているんですけれども、観光を目玉にするということですべて言われてきているんです。当然、観光の方がどんどん訪れてくることによって笠置町が実際に潤っていかない、赤字がふえていくのであれば、それではふえてもらっても、観光の方が多く来られても意味がないのではないかと。もちろんそれは当たり前のことなんでしょう。

こういうふう to 思いますのは、要するに数は減ってきていますけれども商店をやられている方も実際おられますし、そこがどうやって潤っていくのか、例えば観光の方に、今いこいの館方面は通っていただけると。笠置山もありますからあれですけれども、もう少し商工が発展するためには、実際お店の数も少ないという問題もありますが、人の流れをつくっていくなどの問題と、また売るものを実際つくっていくという問題というふう to、実際に直接皆さんが潤うという絵が描かれてないといけないと思うんです。なかなかそういう方向性が、まだほとんどの事業がこれからですということがたくさんあって、要するに計画がすごく練り込まれて練り込まれて、大分しっかりとした数値目標等、また目指すものがはっきりと示されて事業化が進んでいるという感じではなくて、とりあえず前向きに皆さんの知恵をおかりして事業を進めていこうと、具体的な内容はこれから御意見も伺って反映していくという形が大変多いように思うんですけれども、しかし、大きなハード事業をすれば、一度つくってしまうとなかなかやり直しがきかないので、やはり計画性をもっと要るのではないかとこのように思うんです。

もっと総合的な、全体のかかわりも含めて絵を描いていただいて、しっかりとした個別事業の説明もしていただいた中で事業を進めるように求めたいと思うんですけれども、この点はいかがでしょうか、お伺いをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） まち・ひと・しごとの創生戦略は4つの柱を立てていまして、26年度の現状値から31年度末までに達成できますようPDCAを回しながら取り組んでおります。総合的な計画的な事業として取り組んでいる、そういうことは認識をしていただきたいと思います。

観光客がふえてきたら赤字になるようでは困る、それは当然でございまして、観光客がふえたらどうやって赤字になるのかなとちょっと私、認識できないんですけれども、観光客が来られて町の中でお金を落としていただく、そういう仕組みづくりがこれから求められる、そういう時代だと私は思っております。

駅再生につきましては、京都府の駅再生の6つの駅の中に笠置駅も採択をされて、京都府と共同して駅舎の改築を進めてまいっておるところでございます。

また、商店街につきましても、京都府が再生できる商店街として採択をいただいて、京都府の援助をいただきながら商店街の活性化も今図っておるわけでございます。29年度におきましては2軒の空き店舗を借り上げて改修して新しい店をスタートさせていく、そういう計画も上がっておりますので、その辺は力強く取り組んでいきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

観光客がふえて赤字という話は、例えば駅前のトイレの改修には1,000万円かけました。駅舎の改修にもお金もかけています。要するに整備して観光の方が喜んでいただけるものというのはお金がかかる面はあると思うんです。

問題になるのは、観光の方がたくさん訪れることでお金を使う場所がなかなか少ないのではないかと。だから、そういったお金を使ったけれども、結局どんどん呼び込むためのお金は出ていくけれども、その後のお金が回っていかないのではないかという意味で言わせていただいているんです。だから、その仕組みづくりが本当に大事なんじゃないかというふうに考えているんです。

午前中のところでも客層が違うという話はあったんですが、やはり喫茶店は実際この間、有市のほうも含めて何軒かできてくる中で、そこら辺のお客さんとのとり合いになっていかないのかとか、逆につくることで本当にプラスになるのか、どうしても需要の限界というのがあってとり合うんじゃないかという、ちょっとそういう心配もどうしてもしてしまうわけです。だから、そういう面で本当に皆さんが喜んでいただけるような地方創生、まちの活性化の取り組みにならないといけないなということで提案をさせていただいています。そこは本当に意識していただきたいなと。まるで観光の方がふえること自体が結果であり目的であるみたいになると、それは間違いになってしまうので、ぜひその観点をお願いしたいということで強く要望したいと思います。

地方創生については、以上で終わりたいと思います。

最後の問題として、3つ目の大きなくくりとして国保の都道府県化についてお伺いをおきたいと思います。

町としても国保の都道府県化を進めていくということで進んでいますけれども、通常、国保会計を都道府県化するという事は、一つの会計で基本はやっていくということになると思うんです。

それで、今の段階ではまだ明確には示させていませんけれども、そうすると保険料というのが各市町村のまま、本当にこのまま存続できてくるのかと。もし各市町村で個別事業も含めてやっていくのであれば何のための都道府県化なのかという話にもなるので、その不自然な点があるのではないかというふうに思うんですけれども、保険料が現在のまま最低限維持されるという保証、京都府のほうから参考数値を示されて、保険料が今後引き上がっていかないかどうか、そこら辺の保証というものはあるのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

向出議員の国保の広域化についての御質問でございます。

初めに、制度の概要から簡単に御説明させていただきたいと思います。

国では、医療保険制度の改革について、持続可能な制度を構築し将来にわたって国民皆保険を堅持することができるよう、これまで各年度において必要な予算措置を講じ、国保の都道府県化を進めてまいりました。そして、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となりまして国保運営の中心的な役割を担うこととし、制度の安定化を図ることとされております。

具体的には、都道府県が国保運営方針を定め、市町村ごとの納付金を決定及び標準保険料率等を設定します。保険給付の支払いなど、費用は全額都道府県が支払います。市町村は、決められた納付金を都道府県に納付し、被保険者証の発行ですとか資格管理を行い、保険給付の決定、保険料の徴収、保健事業などを引き続き行うこととなります。また、国保都道府県化の一例といたしましては、被保険者証は市町村のものから都道府県、京都府笠置町というような表記に変わるということをお伺いしております。以上が国保広域化の概要でございます。

まず、保険料のことですが、市町村の保険料についてでございます。保険料は、都道府県から示されました標準保険料率に基づきまして、笠置町国民健康保険運営協議会の意見を聞いた上で市町村が保険料率を決定していくというような流れになっております。

あともう1点、保険料率が現在の状態を維持できるかということでございますけれども、

担当課といたしましても、今の状態を何とか維持できるよう、担当者会なり課長会なりで保険料が急激に変わらないようということで意見も出しておるところでございます。今のところ詳細については出ておらないわけですが、国のほうもそういった保険料の激変に対しては緩和措置等を講じて、そういう準備もしております。

市町村といたしましても、今基金を積み立てたりした中で、できるだけ現在の状態を維持できるようにしていければなというふうに考えておるところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

もう一つの問題として、国保特別会計へは一般会計からの繰り入れが行われています。今後、都道府県単位化では一般会計からの繰り入れもどうなっていくのか、存続されるのか、その保証というのがあるのかどうか、この点お伺いをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

一般会計からの繰り入れがどうなるかということでございますけれども、現在、国民健康保険の被保険者につきましては65歳から74歳までの年齢構成が非常に高くございまして、医療費水準が他の保険と比べましても非常に高いところがございます。それに対して所得が低く、保険料の負担が重く、収納率も低い、そのような状況でございます。したがって、国保の財政基盤が安定していないというような状況にあります。このような状況の中で、現在の国保は一般会計からの議員おっしゃられたとおり繰り入れや繰り上げ充当を行いまして特別会計の決算の補填等を行われており、財政を維持している状況にあります。

笠置町の国保は、単年度だけで見ますと近年赤字であったりすることはございますけれども、国費の拡充分でございますとか繰越金などによりまして定期的な基金が積み立てられている状況にあります。

国では法定外の繰り入れというのを抑制するように取り組んでいるところございまして、笠置町では一般会計からの繰り入れを法定内で行っておりますので、一般会計への負担も最小限にとどめているという状況でございます。国保が広域化、都道府県化されましてもこれまでと同様の一般会計からの繰り入れを行うことができるということで確認はとれております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

こうした問題を取り上げているのは、これまで80年代には国は国保会計、各市町村に半分ほどは補填してきたわけですが、ずっと減ってきて二十数%代ぐらいに落ち込んでいるという中で、またいろんな福祉も基本的には削減の方向が進められる中で、国保の都道府県単位化だけは十分厚くしていくという流れになるというのはとても考えづらい。どちらかといえば削減の方向に進むのではないかということが推測されるために大変心配してお聞きをしているわけです。皆さんからも国保料、正確には国保税ですが、ちょっと何とかならないのか、高過ぎるのではないかと声をいただいている中で、逆に引き上げとなれば、それはかなり暮らしに影響を与える問題であるというふうに感じます。

各都道府県の間で差はあるんですけども、木津川市なんかでは法定外の繰り入れも一定の条件をつけてですけども行っているという中で、笠置町は法定内だけだということです。さらに、これすらも減少していくとすれば大変な問題だというふうに感じます。

先ほど、保険税はできるだけ維持されるようにということで、要望もしているということではありましたが、再度、町として福祉を守る、国保の健康、被保険者の方の安心した医療を守るというためにも、都道府県単位化が逆に皆さんの負担増とならないようにしっかりといろんな場で話をされて、求めていただきたいと思います。

この点、最後お伺いをして、質問を終わりたいと思います。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えしたいと思います。

国保の保険料、現在の状態を維持していきたいというのは、担当課も含めて被保険者さんの思いであるというふうに思われます。しかしながら、これはあくまでも京都府一つになって、基本的には平準化といいますか、公平な配分の中で行われていくものです。ですから、今現状といたしましては、はっきり現状のまま維持できますよということとはなかなか言い切れません。

しかしながら、今現在いろいろ意見を言っていく中で、所得水準、医療費の水準を考慮しますというようなことでありますとか、低所得者層に負担が過大にならないよう、そういう配慮をするということで、昨日も国保の調整会議があったんですけども、そういうことは明言されております。

国のほうといたしましても、まだガイドラインはもう一度見直されているところですが、国費の投入、拡充分というのを今用意されておまして、そういった形で国のほうも

一定、保険料をできるだけ抑えられるようにということでいろいろ施策も講じられているところでございます。そういったところで御理解をいただきたいなというふうに思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これで向出健君の一般質問を終わります。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午後2時35分

再 開 午後2時43分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

一般質問を続けます。

4番議員、田中良三君の発言を許します。田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

聞きたいのは、滞納金について、町民税、国民健康保険料、水道料金、町営住宅の料金の滞納金の個別の金額と件数をお教え願えますか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

町民税と国民健康保険税につきましては税住民課からお答えさせていただきます。

初めに、28年度町民税の滞納繰り越しについてでございます。年度当初で個人、法人を合わせまして188期分246万3,639円の滞納がございましたが、現在、喫緊の状況としましては、未納分で136期分192万1,339円ございまして、徴収率といたしましては22%となっております。

次に、国民健康保険税の滞納繰り越しにつきましては、年度当初で699期分976万8,120円の滞納がございましたが、現在、喫緊の状況では未納分で480期分667万630円ございまして、徴収率は31.7%となっております。税住民課からは以上でございます。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

建設産業課からは、水道使用料並びに町営住宅使用料についてお答えいたします。

まず、水道使用料の平成28年度における滞納調定額は103万746円となっており、滞納件数につきましては55件というふうとなっております。

また、町営住宅使用料の滞納調定額は348万870円で、同じく滞納件数は25件とい

うふうになっております。

先ほど、税住民課のほうから平成28年度中におきます収納額、収納率をお答えしておりましたので、同じくお答えをさせていただきますと、2月末現在、水道料金の滞納額ですが、徴収済み額が25万1,312円となっております。収納率にいたしますと約24%となっております。同じく住宅使用料のほうでは、徴収済みの金額が23万2,800円となっております。こちらの徴収率では約7%ということになっております。建設産業課のほうからは以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

町として、回収のためにどのような対応をされておられますか。それと、この中で京都税機構へ回収の依頼をされることはありますか。それはどういう条件のときされますか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

回収ための対応ということでお聞きいただいておりますけれども、町民税、国保税の滞納分につきましては、先ほど議員のほうからおっしゃっておりましたとおり、京都地方税機構に移管しておりますので、京都地方税機構と連携をしながら滞納の回収に努めてまいります。

税の部分につきましては京都地方税機構に移管しております。ほか、固定資産税でありますとか軽自動車税がそれに当たっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

建設産業課のほうからは、水道使用料並びに住宅使用料の滞納対策等について、収納対策等につきましてお答えをさせていただきます。

建設産業課のほうでは、水道使用料、それと住宅使用料につきましては、納付忘れ等による滞納を防ぐため、これまでから口座振替制度の利用を推進してきたところでございます。水道料金では直近で713件中606件、約85%、住宅家賃では49件中24件、約49%が口座振替により納付をしていただいております。その他の方につきましては納付書による自主納付や職員が集金に伺っておったりするところでございますが、引き続き、口座振替の推進を行いまして収納業務の効率化を図ってまいりたいと、このように考えておるところでございます。

現在の未納対策につきましては、口座振替の引き落とし不納分等につきましては翌月の再引き落としまたは納付書の送付等によります納入通知を行っているところでございます。その他につきましては、定期的な未納通知の送付や職員による訪問徴収を実施し、引き続き収納率の向上を図っているところでございます。

なお、水道使用料並びに住宅使用料につきましては税等ではないので税機構等への移管ができませんので、収納対策につきましては職員が対応しておるところでございます。

以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

個別のことはもう言いません。笠置町の大切な税収入ですので、さらなる回収を目指していただきたいと思います。

次の質問に移らせてもらいます。プレミアムフライデーについて町長にお聞きします。

笠置町としてはどのように対応されますか。余談となりますけれども、安倍総理は2月24日に禅を組んだ、それで木津川市は数名の職員が有給休暇をとって対応したと出ていますので。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

プレミアムフライデー、2月24日から国のほうでは導入ということで、進んで導入するようにと。月末の金曜日午後3時ごろと早目に仕事を切り上げて、夕方からは買い物とか飲食、また旅行など楽しんでくださいという、消費喚起を狙われた対策であるというふうに感じております。

町のほうで、自治体のほうではどうかということですが、笠置町では、笠置町も住民サービスを提供している場でもありますし、少ない職員数の中でなかなか職員が早目に帰ってということになりますと窓口の対応等も難しいこともあるかと思っておりますので、今現時点では、導入するというふうには考えておりません。

以前にもありましたフレックスタイムによる出勤等もそうですけれども、なかなかやっぱり小規模な自治体、職員数の少ない自治体ですとすぐに導入ということも難しいので、今後そういう体制ができるようであれば考えていく必要があるかとは思いますが、今の時点では

導入というふうには至らないと思っております。

以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 今、総務財政課長が言うた現時点では考えていない、将来的にできるものであったらやると、これほど不確定な言葉はないん違うかなと思います。

その点はまた考えてもらいまして、その次のいこいの館について、どうですか。いこいの館経営検討委員会が設置されましたが、7月をめどに存続の是非を問う話し合いをするとなっております。町長はいこいの館に対してどのように思っているか、その検討を1回お願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いこいの館につきましてですが、20年目を迎え、新年度は大きな手だてや大きな変革が必要であると考えております。慢性的な赤字体制からの脱却、また町がわかさぎに管理委託をしている、このことは今の制度に背いております。指定管理者制度を活用する必要がございます。そのためにも体制を変えていかなければなりません。

大きく変換していくのに失敗は許されないと私は思っております。いこいの館あり方検討委員会でその分野に有能な方々からの御意見をいただき、答申としてまとめていただき、いこいの館特別委員会でお諮りし進めていきたいと考えております。2月、3月、4月、5月、6月と月1回、計5回あり方委員会を開催していただき、6月にまとめていただく予定となっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 今、町長が言わほりましたいこいの検討委員会といこいの特別委員会が、例えば答えが真逆になったりしたときはどういう対応をしますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今答弁させていただきましたように、真摯にその答申を捉えていきたいと思っておりますし、そのことにつきましては特別委員会にお諮りをして前へ進めていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） これで田中良三君の一般質問を終わります。

5番議員、大倉博君の発言を許します。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

ふるさと納税と地方創生加速化交付金事業についてお尋ねいたします。

私、これは2年ほど前に、ちょうど3月にやらせてもらったふるさと納税なんですけれども、前の町長は、早急に、特産品の開発を含め、ふるさと納税を前向きに考えていきたいと答弁いただきました。その後2年になっているわけです。ふるさと納税については2008年に政府が導入して、本来は自分の出身地や応援したい自治体の支援が趣旨であったはずですが、寄附先の返礼品を競う余り、最近いろいろな問題点が指摘されております。政府は、返礼品の上限を寄附額の4割を目標にと今現在検討されていると報道されておりました。

そして、隣の和東町や木津川市は既にやっておられ、つい最近、去年からか南山城も行われて、下半期で村は1,000万円のふるさと納税があったと報道されておりました。そして木津川市は、笠置の特産品を木津にも店を持っておられる方は木津川市がふるさと納税品としても既に上げられております。残念ながらこの2年間、本当に収入がどれだけ、ふるさと納税が笠置町にあったかどうかわからないけれども、そのときにやっていただいたらちょっとなりと収入がふえたんじゃないかと思うんです。

基本的に、ふるさと納税の考え方について、やるかやらないか単刀直入に聞いて、やろうという方向にいきますか。その辺のところ、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） ふるさと納税につきましては、笠置町も21年度から既に行っております。ただ、返礼品についてはその制度が立ち上がっていないということでございます。

大倉議員言われましたように、今、返礼品につきましているような問題が起こっているのは事実でございますが、この制度を真摯に捉まえられて納税をされている方も少なからずおられます。笠置町といたしましても、町の財政にプラスになり町の商工の発展につながっていく、こういう観点で、商工会や観光笠置さんとも連携をとりながらふるさと納税の返礼金の制度もやっていきます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでは、まち・ひと・しごと創生戦略、これ28年1月に制定されたものですが、ここにふるさと納税推進のための特産品の設定5品ということが掲げられていますが、進んでおりますか、どうですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

町長のほうから返礼品につきましては実施するというので今言われました。その中で担当課、総務財政課とも話をしている中で、返礼品についての品物といえますか、現在五、六品の候補として考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

いや、だから、28年1月にこういう5品ということ書いていますので、進んでいるかどうか、どういったものを設定してやれているかということをお聞きしているんです。

そしてもう一つ、同じ創生戦略に、笠置ブランドを担う特産品の開発育成ということもあるんですけれども、それはどのようになっておりますか。この2点お願いします。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） まず、地方創生戦略の中で加速化交付金事業で行っているかというところで、特産品開発で交付金を使った事業で、最終的にはまた実績報告等出てこようかと思うんですけれども、今お聞きしているのは5点ほど考えているというところがございます。その中でまた返礼品の使えるものがあったら使っていきたいと思えますし、例えば、これはあくまでも業者さんにも話をしなければならぬかどうかわかりませんが、例えば宿泊券とかいこいの館の入浴券、そしてキジ肉のセット、また今、笠やんグッズですか、そういったものも返礼品として使えるのではないかと考えております。

以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

いろいろ返礼品、だから宿泊とか5品の品物とかは開発するのに時間がかかるから、これ、2年前にもそういったことを言ったんです。今、宿泊とかいこいの券とかいろいろおっしゃったけれども、そしてゴルフ場もあるんですよ。南山城村はゴルフ場も入ってこういう1,000万とか新聞報道されておりましたけれども、だから、こういったことは、やるべきことはどんどん、もうすぐにやっていたらいかがですか。すぐにでも、来年4月、5月からでもそういったこと、品物の開発はなかなか1年、2年かかると思うんですけれども、既存のやつから。

そして、前にもちょっと言ったことがあるんですけれども、笠置町出身の品物とか、それはよその町村でも問題になっているかどうかわかりませんが、そういった品物もあるんですよ。だからそういったこと、ぜひともゴルフ場とか旅館とかはすぐにできますやん。

だから、それはどうですか。すぐにでも、今年度、29年度中にもやっていただけますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問ではすぐにでも取り組みということですが、まち・ひと・仕事創生戦略は5年間の計画を立てております。28年度、29年度だけで完成することとっておきませんので、先ほど企画観光課長も言いましたように、業者とか施設のほうとも調整が必要となってきます。プレミアム商品券のときでもそうでしたけれども、こちらが思ってもやっぱり相手方もあることですので、そこらは調整しながら進めさせていただきたいと思いません。

なかなか、こちらも取り組みたいとは思っておりますが、29年度すぐに取り組みということではなかなか進まない、協議が必要やということを御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

そういった議論を2年前にもやったんですよ。もう既に2年過ぎているんですよ。何でそれを、またこれ今からでけへんと言うたら、また2年ほどかかったら、27年度にやって28年度もやってもらったら何ぼでもできたんですよ。だから、村とかはみんな早いですよ、よそは和束町でも木津川市でも村でも。村なんて今、道の駅が4月15日にオープン、だからそういった品物を開発して、やっぱりそういうこともあるんでしょうね。それでそういう下半期で1,000万円とか出ているわけですよ。

だから、遅いんですよ、やるのが。町の財政というのは本当に豊かやったら、どこの市町村でも大変なんですよ。だから、早くやってほしいと思います。できるところからやっていったらいいんですよ。だから、先ほど何遍も、27年3月議会で私はこういう質問をしています。それからもう2年たっているから、またこれ、次に何しましたらどないもならないですよ。

そして、先ほど言われたように、笠置町の寄附金は27年度は約96万円、26年度は76万円、28年度のこの前の補正では67万5,000円しかないんですよ。先ほど、問題になってと言いました。最近新聞報道でも書かれていましたけれども、ふるさと納税についてはいろんな問題が報道されている。例えば東京の世田谷区では、住民が行うふるさと納税によって税収が大きく減少すると新聞報道されておりました。それが年々拡大していると。

例えば、27年度では税収が2億6,000万円落ちているわけです。28年度では1億6,000万円、これは笠置町の年間予算に匹敵するような税収が落ちているわけです。29年度は30億円にも達すると報道されておりました。

これは、もともと都会から地方にという考え方だからそれはそれでいいと思うんですけども、やはりこれから都会も2025年問題とかいろんな問題、社会保障費とかあるんで、こういったことがどんどんされたら税収が落ちるところは大変だと思います。

そして、このように住民が行うふるさと納税によって税収が減少している自治体がある中、笠置町の住民の方の多くがふるさと納税された場合、今言いました世田谷区のように税収の減少が考えられますが、私も純粋の感じで寄附をやらせていただきました。確定申告もしました。こういった意味で税収の減収がわかるんと思うんで、教えていただければありがたいです。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） ただいまの大倉議員の御質問でございます。

まず、議員も先ほどおっしゃいましたけれども、ふるさと納税というものは、税金を当然納めることではなく、自分の生まれた故郷に限らず、自分の応援したい地方自治体に寄附金を送ることのできる制度でございます。その寄附金により、所得税なり住民税で寄附金の控除が受けられるものでございます。

笠置町では、御自分の応援したい自治体にふるさと納税をされている方は、本年度でございます、概数でございますけれども10名ほどおられまして、そのことによりまして28年度の住民税の所得割よりふるさと納税の控除が適用され、住民税から控除された額は約9万円になります。これがふるさと納税に伴う税収の減少に当たるかと思われまして、以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 9万円ということですが、もっと私は多いのかなと思ったんです。今後ふるさと納税をやるとおっしゃったんで、ぜひともやっていただきたいと思います。

次に、地方創生加速化交付金事業なんですけれども、私、京都府で資料をもらってきたんです。交付対象事業名で京都府下では、町村では11あるんですけれども、そのうち8町村がこの事業をもらっております、これは第1期というかね。そして、たまたま滋賀県もありますけれども、少ないですね。そしてその中で、例えば笠置と和東と南山城を比べた場合に、和東町は約2,800万円、それプラスあとまた追加で1,100万円ほどあるんですけれ

ども、そして村は、道の駅の関係で7, 550万円、それプラス2, 500万円もらっております。そして笠置町は、最初は6, 082万円プラス1, 700万円ということで、笠置町は小さい町で、今たまたま滋賀県と京都府の町村だけ見た場合は突出しているというか、よくもらっていると思うんです。これ、言い方は悪いですけども、この予算を執行するのにもう3月ぎりぎりまで四苦八苦、間違うてたらごめんよ。だから、そういったぎりぎりまで予算執行されている嫌いがあると思うんです。

そうして、ほかにインバウンドとかお茶の関係で例えば和束とか精華とか一緒にもらっている金が2, 000万円ほどあります、木津川市とかね。そういったほかの事業もあるわけです。それとお茶の京都云々2億4, 000万円、これは京都府とか宇治市とか全部含んだ金で2億4, 000万円ほどありますね。だから、そういった交付金があるんですけども、その中で、私が調べた中では台湾旅行博というのが去年の4月から5月ごろあったわけです。そこに広域連携事業として710万円インバウンド観光派遣旅費として上げておられるんですけども、これは3カ町村の事業だと思うんですけども、こういった事業ですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の広域連携事業の相楽圏域におけるインバウンド観光事業、名前のとおり、3カ町村だけではなく、木津川市、それから京都府の山城振興局も入った中で事業を行っております。名前のとおり、台湾の旅行博において京都府の南部地域、山城地域です。そこに観光客を呼び込もうと。今、京都府、それから奈良県もそうですし、こちらのほうが注目を浴びている。そこで観光地域、お茶の京都のターゲットイヤーはことしですし、昨年度はプレのイベントもありましたので、そういう観光客を呼び込もうということで、山城地域の自治体が連携をとりましてその旅行博に観光PRに行ったということでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

そしたら、710万円というのは、今言うた木津川市とかいろいろ含めて、笠置町の分担金ということで捉えていいんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） おっしゃるとおり、710万円が笠置町として広域連携事業に負担した分でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それで、昨年春、台湾旅行博で行かれたということなんですけれども、その中で、710万円のうち全部が全部旅費じゃないと思うんです。そのうち10万円か十何万円ぐらいだと思うんです。行かれた方には申しわけないけれども、新しく採用を去年された方がすぐに何でこういう出張をさせられたのかなと。この前2名の増員がありましたけれども、それほど人材不足かなという感じがするんです。

御存じだと思うんですけれども、地方公務員法では採用後6カ月間は条件つき採用なんですよ。例えばこの今入られた方、すぐじゃなしに、笠置町全体にとって誰かがそういうかわりに行って、そういうことはできなかったのかどうかということの一つ。

そして、地方公務員法22条の逐条によると、直ちに正式採用となるものでなく、一定期間、能力の実証を得た上で正式採用されるとされています。もし能力が十分に実証されないときは、正式採用されないことは当然です。正式採用職員のように身分保障はないんですよ。解雇予告もないんです、6カ月間は。不服申し立てもできないとなっております。そういった方がなぜ出張させられたんですか。ほかに、私それやったら行きたいという人がおったかもわかりません。同じ係の中でも行きたいとかいう人がおったかもわかりません。だから職員の士気にも影響するんじゃないかと思うんですけれども、その辺どうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問に御答弁させていただく前に、御質問いただいた内容につきましては個人情報保護法、それに基づきましてうちで制定しております笠置町個人情報保護条例に規定しております個人情報に当たる内容となっております。個人情報というのは、氏名や生年月日だけではなく、特定の情報によりまして個人を特定できるものも含まれるとなっておりますので、そこらは御自覚いただきたいと思います。それを踏まえまして御回答させていただきます。

大倉議員おっしゃいますように、地方公務員法第22条第1項の規定によりまして、地方公務員というのは全て条件つき採用期間6カ月間を設けております。もちろん当町でもそのように実施しておりますし、4月1日に交付した辞令の中にも条件つき採用期間というのを記載しております。6カ月が経過しましても、10月1日に改めて正式採用ですというような辞令は出しておりません。4月1日から実務的に採用して業務にかかわっていただいておりますので、出張にしても何にしても通常の職員と同じようなことをしてもらっています。

大倉議員おっしゃいますように、どうして入って間もない職員を出張に行かせたかということをおっしゃいますけれども、そうすれば6カ月間はデスクワークだけをしとけというふうな御判断をされているのかと。こちらはそういうふうなことは思っておりません。実務的にできるか、それも出張も含めてでもそうですし、会議へ参加することもそうですし、研修に参加するのも全て公務員として今後やっていく中で必要なことを見定める期間でありますので、たとえ6カ月間という条件付きの採用期間でありましても出張に行かせるのは当然のこととっております。

それからもう一つ、職員の士気に影響するのではないかということでしたけれども、どういふふうに影響があったのか、職員の中から不満も聞いておりませんし、その職員が行ったことで、ほかに私が行きたかったという話も出ておりませんし、この事業に取り組む中で出張命令を出したのも担当課長、町長でございますので、そこらは何ら士気に影響したとは思っておりません。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今、個人情報で特定というのは、私もちょっとまだ今おっしゃったんで、すぐには見られないんですけども、それが個人情報になるのかどうか知りません。これは私も知らなかったんです。住民の方が何人か、そういう方がおっしゃったんです。それで、これはどうかなと思ひ、お聞きしただけです。これが個人情報に当たるか、だから個人の名前は何にも言ってません。だから、それは住民の方がそういうことを何でやという声がやっぱり何人かおられたんですよ。それで質問させていただきました。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員のおっしゃった個人を特定できる内容が個人情報に触れるということでございます。出張のインバウンドの事業に関して住民の方がおっしゃっていたのか、その個人の職員のことに対しておっしゃっていたのか、そういうことは御質問の中では読み取れませんでしたけれども、確かに個人情報保護法では個人を特定できる情報も個人情報に含まれるという規定になっておりますので、それを申し上げました。

以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

私も昔、個人情報の担当をやっておりまして、そこまでちょっと勉強はしていなかったんですけども、そこまで特定とは私は知りません。それはわかりませんが、また帰って、見て勉強しておきます。

そして、広域事業じゃなしに単独事業としてまちづくり会社による蘇り物語6,082万円が計上されております。そしてその中で支出が、笠置コミュニティー創造事業とか失われた町の宝復活笠置蘇り物語ですか、7,000万円余りが予算化されています。そのほか予算化されているみたいですけども、先ほど見ましたように、笠置町と村が飛び抜けて出て、村の場合はただ、先ほど言いました道の駅の関係で多くなっているわけです。笠置は、それを抜いたら物すごく飛び抜けて事業にいただいていると思うんですけども、その中でまちづくり会社の創設、先ほど午前中に話をしました。8月25日に登記されて、その準備経費の内訳として委託料340万円、まちづくり会社創設拠点整備、そして賃金として460万円、会社創設に係るアルバイト賃金160万円、460万円のうちですよ。そして専門員賃金、これはどういった予算なんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員のまちづくり会社についての御質問にお答えさせていただきます。

当初の計画では850万円、専門員賃金であったり委託経費であったりを見ておりましたが、実際、業者と450万円で業務委託しております。その中には、コンサル会社のほうと委託をしておりますので専門員もそちらに含まれております。ですので、その経費を引きました、町としては単純450万円で設立を全てしていただいております。

それから、契約先につきましてはCOM計画研究所というところと契約を済ませております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今ちょっと聞き忘れたんですけども、コンサル、今どこかおっしゃいましたね。もう一度、すみません。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。大倉君、しっかり聞いたって。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 契約先はCOM計画研究所というところですよ。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） そうですね。COM計画研究所が契約先になっておりますね、450万

円。

そしたら、先ほど午前中も言いましたけれども、まちづくり会社の事務所の借り上げ整備費と会社の事務所、使用料として空き店舗の場合は60万円、そして家屋の賃借料60万円、これは、もし使われなかったら3月末で返納という形になると思う。午前中たしかそうやったと思うんです。そうなんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問ですけれども、午前中にも答弁させていただきましたとおり、建物の借り上げ料とかも使っておりませんので、実績報告で精算した中では返納になる可能性は高いと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） それでは、この返納された金は戻ってこないんですけれども、これは議論になるかどうかかわからんですが、午前中のところで、その中でもしどこかの館を借りてされていたら、それはもちろん会社の予算から出されるということですね。それでいいんですか。まちづくり会社から借りて出すということになるんですか、町じゃなしに。そういうことでいいんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

28年度で予算計上しておりますので、29年度以降については町としては予算は持っておりません。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

いや、そうじゃなしに、もうこれはいいですわ。もう回答は要りませんけれども、そうじゃなしに、これが会社をつくって違うところにどこかを借りる場合に予算はどこから出ますか、会社から出るんですかとお聞きしているだけです。これはもう議論はいいですわ。

そして、特産品の開発、販路拡大はプロポーザルにより入札、これ1,149万1,200円ついているわけです。これ、私が知っている限りでは一応入札率が99.9%になっているんですけれども、それは契約先とかどういった事業を、特産品開発はもうやられたんですか。販路開拓の方法とかはどうなんですか。

そしてまた、特産品の開発共同事業として400万円、大学との連携事業、これはどうな

っているんですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 特産品開発関係でございますけれども、議員がおっしゃられましたように公募してプロポーザルで、当然仕様書に基づいて応募していただいた応募者からプレゼンをいただきまして、その後、意見聴取会議で意見を聞いた中で決定したところでございます。その契約相手方は笠置創造・デザイン会議でございます。

それと、特産品につきましては、先ほどふるさと納税のときもちょっと言っていたんですけれども、5点ほどつくったということを聞いています。

それと、販路開拓につきましても、事業の中で京都や大阪で開かれました企業や店主などが集まる研修会、会議等にそのサンプルといいますか、持って行って、味や料金設定、どれぐらいがいいのかといった感想的なところもその場で聞いたり調査をされております。

そして、今現在大阪市内で3店ほどの店舗で販売も可能であるということを知っておるところでございますが、最終的にそういった実績報告なり、年度末に提出されてくると思っております。

それと、大学との連携ということで、これもまだそのまとめた提案書といいますか、出てきておりませんが、これまで京都教育大学と連携する中でいろいろ取り組みをされて、これも3月末にまとめたものを提案書として提出されるという報告を担当者からも聞いております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今、大阪市内で販売とかいうことをおっしゃったけれども、その5品を、それやったらもう既にでも開発されているんでしたらふるさと納税にも使えるんじゃないかと思うんです。どうですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 開発の中で、例えばクッキーとかそういったものであれば当然ふるさと納税の返礼品にもなってこようかと思えますし、その中で、最終的にきっちりと報告書が出てくるんですけれども、例えば弁当なんかのものをつくられておったらそれは返礼品に難しい部分、品物によってできるものとできない部分があるかと思うんで、その中で、できるものについてはふるさと納税の返礼品として上げていきたいなと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

何でかという、地方創生戦略の中で、先ほどから何遍も言いますように、ふるさと納税特産品開発と書いています。だから、ふるさと納税のためにそういうクッキーだったらそんなんいけるやろうけれども、ここには弁当とかそんなことはないと思うんです。ふるさと納税特産品として5品書いているから私はそういう質問をしたわけです。そういうための品物だと思って質問させてもらいました。

それと、先ほどの午前中のカフェスペース、アンテナショップ整備、これ午前中もいろいろ議論出ていましたけれども、産業会館と観光笠置との関係とかその辺はどうなんですか。先ほども議論がいろいろ出ていましたけれども、競合する産業会館の品物と、それからコーヒー、喫茶店のことをよく言われていました。そういったものの関連性とか、その辺はどういったふうになっておりますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問、午前中の議案の中でも説明させていただきましたように、いろんな御意見をいただいております。客層も利用者も違うのではないかとということも判断にはあったんですけれども、今後、議決の際のいろんな御批判とかもありましたので、そこらは調整を進めていかなければならないのかなと思っております。今すぐどうのという、ちょっと午前中のことでしたので、今後どういうすみ分けができるのか、再度検討させていただきたいと思えます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

この関係で私の質問通告はこれで全部終了なんです。本当はもっと質問したい項目がいろいろあったんですけれども、今回はこういうことで、質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで大倉博君の一般質問を終わります。

6番議員、坂本英人君の発言を許します。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

僕は、西村町長が町長に就任されて1年が経過しようとしていますが、御自身で自己評価、自己採点をしたときに一体今年度は何点の業績を得られたのでしょうかと思ひまして、ちょっと質問させていただきたいなと思ひました。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 町長に就任させていただき、1年が過ぎようとしております。この1年、すごく長かったように感じております。無我夢中でした。1年たってやっと立つ位置がわかってきたように思っております。これからが新たなスタート、一からのスタートとして新たにやっていきたい、そのように思っておりますので、採点をつける、そういう段階ではないと思っております。一からのスタートで頑張っていきたい、そういう答弁でお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

住民さんにもわかりやすく見てもらえるかと思い、点数表記をしたわけですがけれども、別に点数ありきで考えているわけでもなく、町長の思いが皆さんに伝われば一番いいのかなと思えます。

それで、来年度予算の中町長御自身が一番力を入れられている西村ビジョンみたいなものがあれば、ちょっとお聞かせいただきたいなと思えます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 予算の範囲の中で特に取り組みたいといいますか、力強く推進していかなければならないということにつきましては、ハード面につきましては笠置山線、また笠置有市線をしっかり前へ進めていきたいと思っております。また、朝から議決をいただきました紡ぎの館を拠点としての共生のまちづくり、私は特に共生のまちづくりに力を入れたいと思っております。また、ことしはお茶の京都のターゲットイヤーでございますので、特に鍋フェスタには力を入れたいと思っております。

予算外といたしましては、今、笠置は今までの取り組みと創生事業がかみ合って大きく動こうとしていると私は感じております。東部に完成いたしますサテライトオフィスには東京と大阪のIT会社が入りたいと手を上げていただいておりますし、ほかの企業も空き家を事務所として探しておられます。また、最近冬キャンプがはやっております、連休並みのテントが張られています。ボルタリングも週末には100人近い方が来られておりますし、その下流にはカヌーが浮かんでおります。それにつれていこいの館もにぎわっております。

また先日、春日大社さんで行わせていただきました観光プロモーションでは、本当にたくさんの方が集まっていたいただいて笠置を大いにPRできましたし、大いに笠置に関心を持っていただいたと思っております。また、次の日には春日大社さんの練成会の方々104名の方

が笠置山に来ていただきました。今後、春日大社さんと連携をしていただくこと、笠置には
すごくありがたく感じております。

また、「笠置ROCK!」の映画も完成し、これから各地で上映されていきます。予想以
上の話題になっており、効果もてきめんに上がってくると確信しております。

また、個人で民泊をやろうとしていただいている方も何人もおられます。また、個人で、
グループでいろんな思い、いろんなことを生かして笠置を盛り上げようとして行動していただ
いている方がたくさんおられます。笠置が大きく変わろうしていると私は感じております。こ
の動きを一過性にするのではなくて、着地型から滞在型にシフトを変え、また町や地域や町
民の方々の交流の場をつかって創生につなげていきたい、そのような取り組みもやっていき
たい、そのように思っております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

予想以上に盛りだくさんでびっくりしたぐらいなんですけれども、もしそれが来年度遂行
されたときには自己評価、何点ぐらいつけられるようなイメージでおられるのか、最後にお
伺いしたいなと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） やはり、自治体をあずかる首長としての立場であります以上、100点
を目指して取り組むのが首長の責任であると私は考えております。結果につきましては皆様
が採点をされるわけですが、この場に立たせていただいている以上、やはり
100点を目指して必死に取り組んでいく、こういうのが私は首長のあるべき姿だと考えて
おります。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

一般会計予算でも申し上げたとおり、29年度予算にて西村町長の公約である小学校教育
無償化及び小学校修学旅行費の無償化が実行されます。議会運営委員会でも町長がみずから
力強く、私の政治力においてさせていただくとおっしゃいました。無償化のほかにも、町長
の公約にはほか7本の柱を掲げておられ、地域創生やまちのにぎわいづくり等、今後の町の
行く末を左右するであろうものが多数あります。河川の活用など町の資源を活用したにぎわ
いづくりや本日補正予算でも上げられたコンパクトタウン創生事業は、公約実現に向けて必
要不可欠になるのではないのでしょうか。次回の議会においては、現実的なKPIの詳しい

説明と、それに基づくKGI、重要目標達成指数が示されることを強く望みます。

まちづくりは人づくり、住民参加型のまちづくりが望まれます。住民とともに歩み築いていく事業マネジメントを要望したいと考えています。

来年度の行政運営が、10年後、20年後の我がまちが光り、輝き、後世に語り継がれる年度になるよう、確実に歩み確実に実行されることを切に願い、私の質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで坂本英人君の一般質問を終わります。

7番議員、松本俊清君の発言を許します。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

まず最初に、前回もお聞きしているんですが、ごみ対策に関してお聞きします。

連合で行っているクリーンセンター、和東町に設置の焼却炉の契約期限が迫っています。笠置町としてどうするのか、また連合内での今後の対応策をお聞きしたい。事務局で構成されているごみ処理委員会の協議はどこまで進んでいるのか、特に3町村の首長協議はどこまで進んでいるのか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） ごみ対策に関してでございます。東部クリーンセンターにつきましては、地元との公害防止協定におきまして平成31年3月末で使用期限となっております。それ以後のごみ処理の方向性について、ごみ処理検討委員会を設置し検討を行っていただいた結果、昨年度末、報告書としてまとめていただいたところでございます。

報告書では、今後の方向性として、現在の施設での継続または新たな施設の建設といった3町村で処理を継続していく手法、新たな広域的な枠組みで処理を行う手法、また、民間へ委託する手法、この3つの手法について短期的・長期的展望、コストなどを検討し、メリット、デメリットを中心にまとめられてございます。

平成31年度当初における対応につきましては、地元が使用延長に応じていただけることが大前提となりますが、現施設での処理継続については一定の修繕を行うことで対応可能、また民間施設への委託の場合も対応可能とされますが、西部塵埃など新たな広域処理は、平成31年度時点では新たな枠組みをつくれるか不透明な状況でございます。

長期的展望という観点からは新たな広域処理が望ましく、民間委託には委託先の状況により先行きは不透明、現在の施設も老朽化に伴い長期の使用は困難とされております。

平成31年度以降の3町村のごみ処理につきましては大変重要かつ難しい課題であるということで、この報告書を受け、連合議会の全員協議会におきまして2回にわたって検討して

いただきました。その中で、新たな施設の建設は現実的ではなく、新たな枠組みもすぐには実現できないことも想定されますので、地元の同意をいただいた上で現在の施設の延長あるいは民間への委託という緊急避難的な措置も視野に入れ、まず地元への経過説明を早急に行うべきとの方向を示されましたことから、現在、施設が立地します地区へ説明に入らせていただけますよう調整をさせていただいております。

今のところ、連合として地区への説明には入れておりませんが、地区と地元和東町との取り決めごとについての確認について協議をさせていただいております。その後、連合として経過報告など真摯に入らせていただく予定になっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 今、町長の説明では31年度ということになっておりますが、全然今の状態では進んでないということですか。

それと、期間的にこれが間に合うんですか。そういう点、笠置町としてどうするのか、今返答がありました民間に委託するというようなことも考えているということですが、こういう点はどうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町独自としてごみ処理を考えてはおりません。当然、連合の組織で引き続きごみ処理をさせていただき、そのように思っております。今全然話が進んでいないかと、そういうことではありませんで、先ほども申しましたように、地元へ和東町として話をさらに行っていただいておりますし、事務局側としてもいろんな説明にも行っていただいている、そのように捉まえております。

あと2年で契約が終わります。次の処理の仕方のことも考えれば、1年ぐらい前には結論を出して、次の処理についての手だてをしていく期間も必要でございますので、私はやはり1年前ぐらいには結論を出していくべき、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 今の町長の説明なんですが、私にとってはわかったようなわからないような返答でございます。

連合として、もう一度あれなんですが、和東町の地元で契約の更新というような面で再度交渉されているんですか。その点お聞きします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、連合といたしまして和東町の地元の地区との契約更改、そういうも

のはしておりません。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） これ、和東町が承認しなかった場合どうするんですか。ごみについては廃掃法によって各自治体で責任を持つとなっていますが、今の答弁で全然交渉していないということは連合としてどう思われるんですか。もしできなかった場合は民間ですか。そういう点、はっきりとお答え願います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 和東町の地元の地区の方々には、20年間いろんな意味でお世話になってきたわけでございます。やはり真摯に、丁寧にこれから交渉していかなければならないと考えております。

今私、副連合長をさせていただいているわけですがけれども、この立場で、緊急避難的に民間に委託していくのかと、そういうことを言われましても、私の今の立場でございましたら即答はできない立場であるということは御理解をいただきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 一応、今の時点では返事ができないというように解釈します。

ただ、伊賀との定住自立圏構想の中で環境問題が含まれています。この部門がごみ処理まで入っているのか、これに対応して今の和東町の焼却炉との兼ね合いはどのようになっているのか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 伊賀市さんとの定住自立圏の取り組みの中でごみの問題が含まれております。これは、ごみ処理についての取り組みは入ってはおりません。不法投棄のパトロールや、また4R運動についての情報を共有していこう、そういう内容で今取り組みをしておるところでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 今の回答で今回はごみの問題について一応質問を終わります。

続きまして、国道163号歩道についてお尋ねします。

この質問事項につきましては、毎回同じことを要望しています。その回答の中から疑問がありますので、御回答をお願いしたいと思います。

町民が安心して安全な生活ができるために、利用者の要望である草畑切山間の未完成部早期完成を求めて質問してきましたが、9月で、再三再四要望を繰り返している、また府も誠心

誠意取り組むとの答弁、12月では府が主管として進めている事業で、何もこういうことで協力してほしいという要望があれば積極的に動いていきたい、具体的な話はないという返答でした。

そこで、その折に、道が狭くてカーブしているような道ならかえって安全運転し、事故が少なくなると答弁されています。これは道を広げないということなんですか。また、草畑地区はそういうことを乗り越えて事故多発と発言、このことを町長はどのような要望を府に上げておられるのか、府の返答がなぜ来ないのか。草畑地区が途中までできており、町長の発言どおり、事故多発、府がなぜ途中で中止したのですか。地権者は何人おられるのか、その地権者に何回訪問されたか、この件について前回も質問し、回答ももらっております。これについて御回答をお願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 国道163号の歩道設置及び拡幅につきまして、松本議員から4回続けて質問をいただいております。この件に関して松本議員の熱い思いを感じておるわけですが、その熱意に応えられず、前回と同様な答弁になってしまうわけでございます。

12月議会から交渉に行ったか、そういうことを問われますと、行っていない、そういう答弁にならざるを得ません。

今後につきましては、前からも何回も申し上げていますように、京都府と協議を重ねていただき、町として取り組んでいかなければならない点を整理して、何とか前へ進んでいきますよう努力していきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 今回の返答なんですが、私の質問がちょっと悪いのかどうかはわかりませんが、途中でとまっているその理由は何ですかと私は問い合わせたつもりなんです。そして地権者が何人おられるのか、その地権者に町長在任後何回訪問されたか、その結果はどうなんですか、その点ちょっとお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 地権者の方は1名だと存じ上げております。その方への交渉にはまだ1回も行っておりません。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいま町長のほうから回答がありましたとおりでございます。私も、今、町長が申し上

げたとおり、12月も御質問いただいたところでございますが、地権者への交渉というのは具体的にはできていないということでございます。

課題につきましてはいろいろあるのかと思いますが、大きな理由の一つは用地の問題だというふうに聞いております。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 今の返答なんです、私のあれがなぜとまっているのか、これは今回だけじゃないですよ、質問しているのは。2月にずっと連続して話して、最初言いましたのは9月の答弁の中の議事録から話をしています。12月も町長はそのように答えておられます。しかし全然まだやっていない。また地権者も訪問していないということは、やる気があるんですか、ないんですか。

そして、町長がこの前言われていましたように、道を広げない、早く言うと道が狭くてカーブしているような道ならかえって安全運転と、こういう発言をされています。だから、そういう面もから見て道を広げないということなんです、交渉しないということは。お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 以前の私の発言に対して、少し私の思いとは違うような発言をしたのかなと感じております。

ここの草畑における歩道設置、拡幅につきまして、それは町民の皆さんの安心・安全を守っていく、そういう観点から見ましても当然歩道設置及び拡幅をしていく必要があると、そういうことは確信しておりますし、なかなかきっかけがつかめないというのが現状でございます。

何回も申し上げますが、京都府と協議を重ねさせていただいて、町として取り組んでいかなければならない点を整理して前へ進めていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） もし府がこの工事をやるということになれば、地権者の同意、協力が得られるんですか。その点どうお考えか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この工事につきましては、地権者の方の許可をいただいたその後、京都府が工事にかかられる、そのような手はずになっていくと私は思っております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 聞いていても同じことなので、これは歩道ができるように府も町も、特に笠置町の町長として、安心・安全な生活ができるように前向きに検討してもらいたいと、かように思います。これをもちまして歩道の件は質問を終わります。

続きまして、地方創生加速化交付金事業につきましては大倉議員のほうからいろいろ質問され、一応わかったんですが、一つだけお聞きします。

この事業について、9項目を挙げて進行されました。できた事業、できない事業のうち、お試し住宅整備450万円出ているんですが、12月の答弁では3月までに進めていくか協議するとあります。もし協議してやっておられるなら、今22日です、きょうは。工事途中で終わっていないのか、その点お聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問のお試し住宅の件です。少し前、物件がなかなか見つからず、この事業については進行できないかという状況もあったんですけども、幸いにも協力いただける住宅がありましたので、今急ピッチで改修にとりかかっていたいただいております。3月中には完成するというと聞いておりますので、企画観光課長のほうも違う議員の御質問にも答弁させていただいておりますとおり、4月以降お試し住宅として活用できるものと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） これにつきましてはよろしくお願ひしたいと思います。

次に、有限会社わかさぎ経営に関してお尋ねいたします。

これは、運営につき赤字部門の分析を要望してまいりましたが、まだできてなく、分析できる体制を一日も早くつくり上げると町長が答弁されています。組織体制はできましたか。赤字改善策を打たれたか。その点について専門家の意見を聞き、また経営検討委員会を立ち上げられましたが、委員会の議決はどうなっているのか。入館者増のために町民の協力で65歳以上の優待券発行を提案しましたが、問題が残ると答弁されました。何の問題があるのか。

また、入館者月7,000人目標で、現状では5,500人程度です。残りの集客手段はどのようにされるのか。

そして、そのとき答弁されています業者の契約更新で、業務委託費減にて収支プラスと発言され、宴会57件、今までと違った活用と話をされているも、10月73万円、11月

293万円、12月175万円、1月16万円、2月132万円の赤字で、合計515万円です。改善の跡が見られないのではないですか。赤字増加は経営者の責任であります。特に2月末の支払いで190万円未払い計上、業務委託費、業者との契約第10条の2項に違反なく振り込みされましたか。この点ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いこいの館経営に関してでございます。

今たくさん質問をいただきまして、ちょっと頭の中が整理できていないわけですが、朝からも田中議員に答弁させていただいていたわけですが、29年度については大きな手だてが必要と決意をしております。その対応を間違いなく行っていきますよう、あり方検討委員会の答申を踏まえいこいの館特別委員会で方向を決定し、進めていきたいと考えております。

経営につきましては苦戦が続いておりますが、できることからやっていこうという思いでポスター張りやチラシの配布など広報に努めております。また、1割にも満たない町民の方にもっと利用していただこうと、風呂の日などを設定し必死に頑張っているところでございます。

コモンズさん、温泉の委託をしている会社に未払いが生じております。このことについては先方に御無理をお願いして待っていただいている、そういう状況でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 町長に質問した回答には、責任ある回答をお願いしたいなと思います。

つきまして、人集めのためにいこいの館便りという一つのチラシを配布されておりますね。こういうチラシなんです。これ、一つお聞きしたいんですが、発行は有限会社わかさぎの季刊誌なんです。3月号と出ています。それで、これは新聞の折り込みで各家に配布されていきます。それはいいんです。

ただ、この内容なんですが、笠置にぎやかサロンのところに2月26日日曜日と入っているんですね。3月号になぜ2月26日の日付が入っているのか。これは間違っているでもいいんですよ。その中に、やすきよ、きみまるなどのDVD用意してますと、こう書いてあるんですね。これ、3月の間違いじゃないかと思うんです、このチラシについては。それは間違いであれば間違いでいいんですけれども、差しおいてお聞きします。

この書体から見ますと、これは町長の筆跡と思いますが、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほど答弁させていただいた中でちょっと訂正をお願いいたします。

コモンズさんにお借りをしている190万円につきまして、100万円を支払いさせていただいて、あと90万円が残っている状況でございます。

2月26日と3月26日を書き間違えましたことはお許しをいただきたいと思っております。わかさぎニュースにつきましては、何とか笠置の町民の方に一人でも来ていただきたい、そういう思いで私がつくっております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 今、振り込んだということなのですが、あの規約はどのようになっているんですか。分割で払うということで承認しているんですか、契約書。それはさておいて、見ておいてください、経営者として。

それで、再度お尋ねします。このチラシなのですが、いこいの季刊誌、発行がもし町長なら西村町長個人で行っている季刊誌ですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） わかさぎニュースは有限会社わかさぎの西村社長で発行をしております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） これ、有限会社という形でやられているんですが、一つは民間のPRになるんです。だから、早くいうと、コモンズとか土埃だったらわかります。しかし町のトップとして、またいこいの館のオーナーとしてやられたということになりますと、この折り込み料金はどのようにされているんですか。

それと、新聞をとっておられない方、また独自で購買されている方の配布はどのようになっているのか、その点ちょっとお聞きしたい。特に折り込み料については出ているはずなんですけど、これは2月の統計の支払い項目には出ていないんですけれども、この点どのように思われるんですか、お答え願います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 折り込み料についての費用でございますが、わかさぎの運営資金から出させていただくように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 返答をもらいましたが、これ、いこいの館の経営者というよりも町長として、もっと町長のあれとしてやるべきことがあるんじゃないですか。これが悪いとは言いませんよ。これをコモンズとか土埃に変えたらどうですか。そういう点をお聞きしたいと。

それで、今言いましたように、折り込み料はどこに入っているんですか。これ、もし社長と町長を兼ね合わせた場合、ちょっとまだ調べないとわからないんですが、寄附行為に当たるんじゃないんですか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私、常日ごろから祝儀やとか寄附やとか、そういうことについてはいつも注意を払っておる次第でございます。わかさぎニュースの配布に関して私が個人で出していくということにつきましては、寄附行為に当たる可能性もあるかなと感じております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） いろいろこの館について質問しましたが、町長として前向きに検討し、赤字体制を解消するようお願いしたいと思います。これをもちまして私の質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで一般質問を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第6、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出のとおり委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（杉岡義信君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成29年3月第1回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後4時21分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 杉 岡 義 信

署名議員 向 出 健

署名議員 田 中 良 三